

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
1	26	支1 地域生活の	制1 相談支援体制	体で① 制の身近な充実支援体制	障害のある人や家族の抱える問題に対して、総合的な相談支援を行い、様々な状況にある相談者が、気軽に安心して相談することができる体制の充実を図ります。	市の窓口で障害に関する各種相談の受付を行いました。また、3事業所(防府市障害者生活支援センター、クローバーセンター、ゆめサポート相談所)に相談受付及び障害のある人やその家族等への支援等を委託し、障害のある人やその家族等からの相談に対応しました。	委託相談支援事業所数 H24:2箇所 H25:3箇所 H26:3箇所 H27:3箇所 H28:3箇所	B	保護者の高齢化、家族関係の希薄化及び権利擁護の必要性など、相談内容が年々複雑化・多様化しており、1人当たりの相談対応時間が長くなる傾向にあります。	引き続き、防府市地域総合支援協議会等において、人員体制や地域との連携について相談支援機関と協議を行い、体制の充実を図ります。	障害福祉課
2	26	1 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	の① 充身近な地域での相談支援体制	地域で生活する障害者のニーズに対応できるように、引き続き市内に身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し、相談員や民生委員・児童委員等との連携を強化するとともに、相談員の研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。	障害のある人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障害のある人の福祉の増進を図りました。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員については、相談員としての必要な知識の習得とともに相談活動の円滑な推進のため、山口県身体障害者団体連合会が毎年開催する研修会に出席しました。防府市障害者生活支援センターにおいては、ピアカウンセラーを設置し、障害者自身がカウンセラーとなって、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行いました。	身体障害者相談員数 H24:15人 H25:14人 H26:13人 H27:12人 H28:11人 知的障害者相談員数 H24:3人 H25:3人 H26:3人 H27:3人 H28:3人	C	障害者手帳の手続きについての相談や、サービス内容についての問合せが減り、家庭内での不満や悩みを聞いてほしいという相談が増えていることに負担を感じている相談員がいます。相談員研修会への参加率が低く、また、相談員の高齢化が進んでいます。	相談員研修会への積極的な参加を要請していくとともに、相談員へ相談状況の聞き取りを行うなど、定期的なフォローを実施します。	障害福祉課
3	27	支1 地域生活の	制1 相談支援体制	ワ支者② 1に地域クネよの構ト相関築 談係	療育、教育、子育て、就労、介護等障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な相談支援が行われるよう、防府市地域総合支援協議会の機能を十分に活用し、行政機関、各相談機関、サービス事業者等が連携し、一体的かつ継続的な支援を行うネットワークの構築を図ります。	防府市地域総合支援協議会(以下「協議会」)の各部会、サービス調整会議等を定期的に開催し、問題点や課題を運営会議等にあげ、協議会全体で情報を共有し、支援を行いました。	サービス調整会議の開催回数 H24:12回 H25:12回 H26:12回 H27:6回 H28:6回	B	協議会関係者、障害福祉サービス提供事業所は、協議会やネットワークの意義を理解しており、連携体制が整っていますが、その他の機関とのネットワーク構築が進んでいません。	運営会議にて各部会の活動内容や役割を説明し、ネットワークの必要性について周知を図ります。	障害福祉課
4	27	援1 地域生活の支	の1 充実相談支援体制	構ネに② 策ッよ地域ワ相談ク支関係の援者	市民に対し発達障害に関する理解促進・啓発を図り、発達障害の早期発見や成長段階に応じた適切な相談支援が行われるよう、山口県発達障害者支援センターや医療関係機関との連携を図り、支援体制の強化・充実を図ります。	成長段階に応じて、子どもの成長に不安を感じている場合や発達障害が疑われる子どもの保護者等に市役所の各関係窓口が相談業務を行い、必要に応じて、他課や学校、医療機関等と連携し、支援体制の充実を図りました。	理解促進・啓発セミナー参加者数(H25～) H25:45人 H26:39人 H27:47人 H28:開催なし	B	現在の体制では、成長段階に応じて相談窓口が異なるため、子どもの発達に関する相談を希望する人がこの窓口で相談すればよいか分かりにくい場合があります。	相談内容に応じた適切な対応ができるよう、相談・支援窓口間の連携を図ります。また、相談窓口・支援体制の見直し及び整備を行います。	障害福祉課
5	27	1 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	③ 相談支援能力の向上	障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、研修会等を開催し、相談業務に関わる人やサービス事業所職員の資質の向上を図ります。	計画相談支援業務を行っている市内の6事業所が、サービス調整会議で事例検討を行い、多様なケースについてどの事業所でも対応が可能となるよう、研修を行いました。また、サービス事業所の職員の資質向上のため、協議会の部会(研修部会及び子ども発達支援部会)でも定期的に研修を行いました。	【研修部会】研修会開催回数 H24～H26:各年度3回 H27:1回 H28:1回 【子ども発達支援部会】定例会等開催回数 H24～H25:各年度定例会4回 H26:定例会2回、リフレット作業部会8回 H27:定例会5回 H28:定例会3回 【就労支援部会】定例会等開催回数 H24:定例会12回、障害者雇用セミナー1回、宇部市障害者就労ワークショップ見学会1回 H25:定例会10回、障害者雇用セミナー1回 H26:定例会11回、障害者雇用セミナー1回、研修会1回 H27:定例会10回、企業訪問2回 H28:定例会6回、企業訪問5回	B	新規のサービス事業所が増加し、研修会等への参加等が進んでいない状況です。	新規事業所の研修会への参加を積極的に促し、事業所職員の資質向上を図るとともに、事業所・行政間の連携強化を図ります。	障害福祉課
6	27	1 地域生活の支援	充1 相談支援体制の	向③ 上相談支援能力の	サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所や障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の研修会等を開催し、資質の向上や相談支援事業の充実を図ります。	相談支援専門員等、障害者の支援に関わる職員の資質の向上を図るため、防府市地域総合支援協議会の研修部会で研修会・事例検討会を開催しました。また、年1回、山口市の事業所・行政と山口・防府圏域合同ケアマネジメント研修を企画・開催し、研修を通じて事業所職員の資質向上や事業所・行政間の連携強化を図り、意見交換の場の提供を行いました。	研修会開催回数 (No.5参照) 山口・防府圏域合同ケアマネジメント研修会開催回数 H24～H27:各年度1回、H28:1回	B	サービス等利用計画書の作成は障害者・障害児の障害の程度・内容等により長時間を要する場合があります。障害福祉サービス利用者が年々増加していますが、事業所の職員増員を行うことが困難となっています。	市内での定期的な研修会や山口市との合同ケアマネジメント研修会を継続し、事業所・行政間の連携強化を図るとともに、相談支援事業所の新規参入について情報提供を行います。	障害福祉課
7	27	支1 地域生活の	制1 相談支援体制	関④ 周知相談支援機	市広報等を活用し、市民への相談支援機関の周知を進め、相談支援機関の利用の向上に努めます。また、障害のある人のニーズを早めに察知し、問題が困難化する前に解決を図ることができるよう、支援体制の更なる強化を図ります。	市広報や資源マップ、冊子「障害福祉の概要」等で相談支援機関について市民への周知を行いました。また、市の窓口でも相談の受付を行い、相談内容等により、相談支援関係機関に繋げる等、相談者のニーズに可能な限り応えることができるよう対応しました。		B	保護者の高齢化、家族関係の希薄化及び権利擁護の必要性など、相談内容が年々複雑化・多様化しており、1人あたりの相談対応時間が長くなる傾向にあります。また、複数の支援機関との連携が必要となる場合が多くなっています。	今後も引き続き、窓口での説明、市広報、ホームページ等を活用し相談支援機関の周知を行うとともに、相談者のニーズに応えることができるよう、市と相談支援機関との連携強化に努めます。	障害福祉課
8	29	支1 地域生活の	ス2 在宅充実サ	援① 在宅充実生活支	障害のある人が安心して在宅での生活を送ることができるよう、居宅サービス提供事業所や医療機関と連携しながら、障害の特性等に応じたきめ細かな生活支援サービスの提供を図ります。	サービスの開始や状況の変化に応じて随時、サービス担当者会議等を開催し、きめ細やかな生活支援サービスを提供しました。		B	可能な限り利用者のニーズに応えるよう決定を行っていますが、国が定める支給決定の基準により利用者の希望どおりに支給決定できない場合があります。	支給決定の基準の範囲内で利用者のニーズを把握した支給決定を行い、サービスの利用がしやすいよう努めます。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
9	29	1 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	② 日中活動の場の充実	障害のある人が日中において安定した生活を営むことができるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援、児童発達支援、放課後デイサービス等による支援を行います。	障害者・障害児本人やその家族の状況を相談受付時や訪問調査等で確認し、家庭の状況や障害内容等に基づき、サービスの支給決定を行いました。	生活介護利用者実績 H24:293人、H25:308人、H26:327人、 H27:333人、H28:333人 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型利用者実績 H24:311人、H25:320人、H26:324人、 H27:366人、H28:356人 生活訓練利用者実績 H24:59人、H25:55人、H26:34人、 H27:30人、H28:33人 児童発達支援・放課後等デイサービス利用者実績(H24～) H24:179人、H25:204人、H26:239人、 H27:259人、H28:295人	B	障害者や障害児の保護者からの利用のニーズは高いですが、施設で受け入れられる人数には限度(定員)があり、利用を希望しても利用できない場合があります。	今後もサービスの利用を希望する障害者や障害児の保護者に対し、認定調査や国が規定する審査基準に基づき、適切なサービスが利用できるよう支給決定を行います。 また、新たな施設設置やサービス開始を予定する法人等の事前相談を受ける際には、本市の障害者や障害児の保護者等のニーズやサービス提供状況を伝え、運営法人が地域のニーズに合った施設設置や提供するサービスに反映できるよう努めます。	障害福祉課
10	29	援1 地域生活の支援	等2 在宅サービス	充③ 実介護者支援の	障害のある人を介護している家族等の介護負担の軽減や就労支援、不安の解消等を図るため、障害のある人の日中活動の場の確保(日中一時支援)や短期入所等の支援の充実を図ります。	障害者・障害児本人やその家族の状況に応じて、日中一時支援や短期入所について、適正な支給決定を行いました。	日中一時支援利用者人数 H24:113人、H25:129人、H26:141人、 H27:175人、H28:140人 短期入所利用者人数 H24:79人、H25:72人、H26:68人、 H27:72人、H28:67人	B	障害者や障害児の保護者からの利用のニーズは高いですが、施設で受け入れられる人数には限度(定員)があり、利用を希望しても利用できない場合があります。	今後も引き続き、障害者を介護する人や障害児の保護者に対し、日中活動系サービスや短期入所についての周知を行うとともに、受入体制の充実を事業者に要望します。 また、サービス費の給付等について他自治体を参考として改めて検討します。	障害福祉課
11	30	1 地域生活の支援	充2 在宅サービス等の	の④ サービ ス提供体制	県や関係機関と連携し、施設・病院等からの退所者等が円滑に地域移行できるよう、重度障害のある人の在宅生活を支援するサービスの提供体制の確保を図ります。また、移行後は、居宅サービス提供事業所、相談支援事業所、医療関係機関等と連携をとりながら、安心して在宅生活を送ることができるよう支援を行います。	地域移行については県主催の山口・防府圏域地域関係機関連絡調整会議で情報交換や協議を行い、病院・行政、相談支援事業所等が連携しやすいよう研修会に参加し、知識の習得に努めました。山口・防府圏域病対策協議会では重度障害についての情報交換や支援体制の協議を行いました。各病院の連携室やケアマネージャから相談があり、在宅生活を希望している人のサービス提供の相談、支給決定を行いました。	地域移行支援・地域定着支援利用者数 H24:地域移行:1人、地域定着:2人 H25:地域移行:2人、地域定着:4人 H26:地域移行:5人、地域定着:4人 H27:地域移行:4人、地域定着:2人 H28:地域移行:3人、地域定着:3人	C	病院に長期入院後に退院される方はいますが、病状や障害の特性から地域移行の利用とならない場合があります。	病院や当事者に地域で暮らすためのサービスがあることの周知に努めます。	障害福祉課
12	30	援1 地域生活の支援	等2 在宅サービス	体④ サ ービス提供	障害のある人が地域で必要なサービスを利用できるよう、事業者との連携や情報の共有、経営基盤の確保等を図り、事業者が地域ニーズに合ったサービスを提供できる体制を促進します。また、不足しているサービスへの事業者の新規参入等の促進も図ります。	事業者のサービス指定申請前の事前協議として、申請を希望する法人(事業者)と市が、市内のサービス提供状況や利用者ニーズ等について協議を行うこととなっています。事前協議の中で、市内の事業者の障害福祉サービス提供状況や利用者の見込み等について法人(事業者)に説明を実施しました。		B	法人(事業者)からサービスの開始について相談があった場合は情報提供等を行っていますが、サービスの種類によっては、市内に事業者が少ないため、市外の事業者を利用している利用者がいます。	今後も地域ニーズを把握し、法人(事業者)が地域ニーズに基づくサービスを提供できるように情報提供を行います。	障害福祉課
13	30	援1 地域生活の支援	等2 在宅サービス	体④ サ ービス提供	サービスの利用を希望する人に対し、ニーズや状況に応じた、適正な支給決定を行います。また、新たにサービスの開始を予定する事業者に対し、事前相談を実施し、地域のニーズや本市の施策について事業者が提供するサービスへの反映を図ります。	サービスの利用を希望する人に対し、ニーズや状況に応じた、適正な支給決定を行いました。また、新たにサービスの開始を予定する事業者に対し、事前相談を実施し、地域のニーズや本市の施策について事業者が提供するサービスへの反映を図りました。		B	サービスの種類によっては事業者が不足している場合があります。また、ニーズや状況に応じた適正な支給決定を行うに当たり、事業者との連携を強める必要があります。	不足している種類のサービスの新規事業者の参入を積極的に促します。また、研修会を開催し、福祉職員の能力向上を図るとともに、事業所・行政間の連携強化を図り利用者に必要なサービスを提供できるよう努めます。	障害福祉課
14	30	1 地域生活の支援	の2 充 実在宅サ ービス等	向⑤ 上サ ービスの質 の	障害のある人とその家族からの多様なニーズに対応できるよう、支援関係者を対象とした研修会等を開催するとともに、関係機関のネットワークの構築を図り、サービスの質の確保と向上を促進します。	相談支援事業所の研修(サービス調整会議)、施設職員の研修(研修部会、子ども発達支援部会)、他職種との連携と研修(就労支援部会、研修部会、山口・防府圏域合同ケアマネジメント研修会)を定期的に開催し、質の高いサービスを提供できるように努めました。	サービス調整会議開催回数 (No.3参照) 研修部会、子ども発達支援部会、就労支援部会、山口・防府圏域合同ケアマネジメント研修会開催回数等 (No.6参照)	B	介護保険と異なり、計画相談について職員1人当たりのサービス担当ケース数の上限が決まっておらず、やむを得ず大量の計画相談を担当する相談支援専門員がいることが、質の向上の妨げの一因になっています。	相談支援機関と体制の充実について協議を進めるほか、制度に関する課題として、随時、県を通じて国に報告や要望を行います。	障害福祉課
15	30	1 地域生活の支援	実2 在宅サ ービス等の充	⑥ 障 害福 祉計 画の推 進	「障害者総合支援法」に基づく「防府市障害福祉計画」において、障害のある人が住み慣れた地域で安心して、生きがいをもって生活できる社会の実現を目指し、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう、施設入所者や入院者等の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、同計画の着実な推進を図ります。	平成27年度に、平成29年度までの3か年の障害福祉施策及び目標を定めた「防府市障害福祉計画(第4期)」を策定しています。障害のある人もない人も安心して地域で生活できる共生社会の実現に向け、計画に定める各種取組を進めました。		B	計画の目標達成に向け、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、県等との連携を図り、随時状況の把握を行い、計画の推進や見直しに反映させます。		障害福祉課
16	32	援1 地域生活の支援	充3 実保健・医療の	動① 健 康推 進つ くり運	「第2次防府市健康増進計画」(「健やかほうふ21計画」(第2次))に基づき、引き続き、健康づくり市民運動を積極的に展開し、健康支援する社会環境づくりや地域活動の推進を図ります。	「第2次防府市健康増進計画」(健やかほうふ21計画(第2次))を推進するために、行動計画を策定し、各世代における取組について検討し関係機関との共有を図りました。	会議等開催回数 H26:策定委員会4回、庁内連絡会議1回 H27:計画策定委員会4回、庁内連絡会議1回 H28:計画推進委員会2回	B	策定した内容について市民への啓発が行えておらず、行動計画の推進のためには広く市民、関係機関への周知を図る必要があります。	平成28年度に策定した行動計画に基づき、関係機関との連携を図りながら計画の推進をしていきます。	健康増進課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
17	32	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	② 母子保健事業の推進	健やかに子どもを育てるため、妊産婦、乳幼児等への健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等による母子保健事業の適切な推進を図ります。また、母子保健推進協議会等関係機関との連携を強化するとともに、市広報やホームページ、メールサービス等を活用し、健康相談利用者の増加や健康診査の受診率の向上を図ります。また、これらの機会を利用し、教室やサークル等母子保健サービスの啓発を行います。	健やかに子どもを育てるため、妊産婦、乳幼児等への健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等による母子保健事業を行いました。また、母子保健推進協議会等関係機関との連携を強化するとともに、市広報やホームページ、メールサービス等を活用し、健康相談利用者の増加や健康診査の受診率の向上を図りました。	1か月児健診受診率 H24(92.3%)、H25(95.4%)、H26(96.3%)、 H27(95.5%)、H28(95.4%) 3か月健診受診率 H24(97.5%)、H25(98.2%)、H26(97.7%)、 H27(96.8%)、H28(95.9%) 7か月健診受診率 H24(95.1%)、H25(95.8%)、H26(95.3%)、 H27(93.4%)、H28(93.2%) 1歳6か月児健診受診率 H24(90.4%)、H25(89.1%)、H26(95.2%)、 H27(94.8%)、H28(92.5%) 3歳児健診受診率 H24(93.7%)、H25(96.9%)、H26(96.7%)、 H27(95.0%)、H28(97.2%) 乳幼児相談利用者数 H24(2,370人)、H25(2,693人)、 H26(2,263人)、H27(2,247人)、 H28(2,394人)	B	乳幼児健康診査、乳幼児相談等を通じて、乳幼児の身体的、精神的発達に関する問題を早期発見し、関係機関と連携して適切な相談や療育につなげることが必要です。また、妊娠期からの切れ目ない子育てに関する不安解消にも努める必要があります。	妊娠期から子育て期まで切れ目ない包括的な支援を行うことを目的とし、平成29年度「防府市子育て世代包括支援センター」を開設します。これにより、地域の関係機関と連携を図り、妊産婦及び乳幼児の実情の把握、継続的な相談支援等を行う体制づくりをします。また、これまでの母子保健事業も併せて継続実施し、健やかに子どもを育てるための健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等を行います。	健康増進課
18	32	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	③ 健康増進事業の推進	「第2次防府市健康増進計画」(「健やかほうふ21計画(第2次)」)に基づき、健康教育、健康相談、特定保健指導等の保健事業を実施し、生活習慣病等の後天的障害の原因となる疾病の予防対策を推進します。また、商工会議所や地域産業保健センター等の関係機関との連携を図り、生活習慣病等の保健予防活動の推進を図ります。	「第2次防府市健康増進計画」(「健やかほうふ21計画(第2次)」)に基づき、健康教育、健康相談、特定保健指導等の保健事業を実施しました。健康寿命の延伸のために、生活習慣病予防の対策として、食生活改善推進協議会と連携を図り減塩の取組、若い世代の食生活改善に取り組みました。	健康教育の回数・受講者数 H24(45回 1,307人) H25(41回 1,310人) H26(40回 1,362人) H27(53回 1,450人) H28(53回 1,628人) 健康相談の回数・相談者数 H24(51回 855人) H25(47回 752人) H26(50回 456人) H27(48回 764人) H28(75回 617人)	B	「第2次防府市健康増進計画」(「健やかほうふ21計画(第2次)」)に基づき、生活習慣病予防対策を充実する必要があります。そのためには、商工会議所や地域産業保健センター等の関係機関との連携を図り、生活習慣病等の保健予防活動の推進を図ります。	「第2次防府市健康増進計画」(「健やかほうふ21計画(第2次)」)を推進するために計画について市民、関係機関への周知を図り、市民一人一人、関係機関での取組を推進していきます。	健康増進課
19	33	1 地域生活の支援	実3 保健・医療の充	推④ 進介護予防対策の	地域住民が主体となり実施する介護予防教室の立ち上げを促進し、必要な支援を行います。また、介護予防に効果的な介護予防体操についてリハビリ専門職と協働して考案し普及を図ります。	地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、転倒予防や認知症対策など介護予防に努めました。また、ふれあいいきいきサロンなどへ健康運動指導士、管理栄養士等を派遣し、介護予防の普及啓発に努めました。また、やまぐち元気アップ体操の普及にむけ、リハビリ専門職との協議を行いました。	H28 【サロンへの派遣】 健康運動指導士 24回、550人 管理栄養士 3回、65人 歯科衛生士 4回、79人 【介護予防教室】 26回、441人(延人数)	B	住民が主体となって取組を進めるための実践方法を検討します。また、介護予防の普及、啓発の場を増やしていきます。	住民が主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の中で多様な取組を進めていきます。	高齢福祉課
20	33	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	⑤ 精神保健対策	山口健康福祉センターや山口県精神保健福祉センター、専門医等関係機関と連携し、講演会や相談会を開催するなど「心の健康づくり」の啓発や精神障害に関する知識の普及を図ります。また、地域でゲートキーパー養成講座の開催等により、自殺予防に関する知識や見守りの必要性の啓発を行います。	①思春期の心をテーマに専門医による健康講演会を開催しました(開催日9月23日、参加者62名)。 ②市内の3企業を訪問し、身近な相談先のリーフレットを配布、ゲートキーパー養成講座のPRを行いました。 ③思春期のこころの健康づくりとして、市内小学校3校に出向き、いのちの大切さを伝えるための授業を行いました。 ④産後うつ病の早期発見のために、保健師及び母子保健推進員訪問時に、産後うつに関する質問票の記入をしてもらい必要な支援を行いました。 ⑤自殺予防週間、自殺対策強化月間に併せ、ホームページ、広報、缶バッジ、マグネット、啓発カードを用いた啓発を行いました。	ゲートキーパーの回数・受講者数 H24(3回 90人) H25(4回 127人) H26(3回 63人) H27(5回 86人) H28(5回 231人)	B	こころの健康についての問題に市民が関心を持ち、自分だけでなく周りの人への見守りができるように、また思春期のこころの健康の増進のための取組を行う必要があります。	自殺予防に関する知識や見守りの必要性の啓発として ①こころの健康講演会開催 ②ゲートキーパー養成講座の開催 ③関係部署・関係機関との連携 ④「いのちの学習事業」の授業を開催(2校程度) ⑤産後うつの早期発見の取組を行います。	健康増進課
21	33	援1 地域生活の支	充3 実保健・医療の	⑤ 精神保健対策	関係機関と連携し、心の健康に関する相談体制の充実を図るとともに、心の健康問題の対策を円滑に推進するために庁内関係各課による連絡会議の設置を図り、総合的、横断的な取組を進めます。	心の健康問題の対策を円滑に推進するために庁内関係各課による連絡会議を開催しました。自殺予防のためのカードの配布の継続と各課が関連する関係団体等へのゲートキーパー養成講座の開催について検討しました。	自殺予防のためのカードの配布場所数と枚数 H26:53箇所(3,000枚) H27:カードの補充。 H28:34箇所(1,700枚)	B	健康増進課だけでなく、各課がうつ・自殺予防対策についての認識を深めるために、庁内連絡会議を開催し、各課でできる取組について意見交換を行う必要があります。	昨年に引き続きうつ病・自殺予防対策について各課ができることを各課のこととして考えられるように、連絡会議を開催します。	健康増進課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
22	33	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	⑥ 難病対策	山口健康福祉センターにおいては、地域で生活する難病患者等や家族に対し、関係機関と連携しながら、療養上の個別支援の実施や、患者交流会・講演会等を通して情報提供を行ってまいります。	①難病対策における地域の支援体制の充実を目的に、協議会を開催しました。協議会では、医療—福祉—介護分野の連携を図れるよう地域へ働きかけを行ってきた中から、地域課題の抽出と明確化を行い報告し、次年度事業計画(案)について協議しました。また、地域の支援者を対象に、研修会等を開催しました。 ②療養生活上の不安解消を図るとともに、患者および家族の生活の質の向上を図ることを目的に講演会や交流会等の支援を行いました。また、安定的療養生活を送れるよう、保健師や難病訪問相談員による訪問指導を行いました。	① H24: 難病患者地域支援ネットワーク会議1回 H25: 難病患者地域支援ネットワーク会議1回 H26: 山口・防府難病患者地域支援ネットワーク事業77会議1回 H27: 事例研修会2回、支援者専門研修会1回 H28: 山口・防府難病対策地域協議会1回、支援者専門研修会1回、事例研修会1回 ② 講演会・交流会(延人数) H24: 75人、H25: 83人、H26: 72人、 H27: 94人、H28: 80人 訪問指導(延人数) H24: 100人、H25: 38人、H26: 106人、 H27: 55人、H28: 49人	A	難病患者およびその家族への支援のために、地域の支援体制の充実を目指し、難病対策を一層推進させる必要があります。また、医療依存度や介護依存度の高い難病患者に対しては、災害時における支援も重要な課題であり、関係部署が連携して、災害発生前から災害時の備えを進めていく必要があります。	今後も引き続き、協議会および支援者研修会等を開催し、地域の支援体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、難病患者および家族への個別支援に取り組んでいきます。また、関係機関と連携し、災害時支援体制についても検討していきます。	山口健康福祉センター防府支所
23	33	援1 地域生活の支援	充3 保健・医療の充実	⑥ 難病対策	国が指定する難病患者等についても障害福祉サービスの提供や日常生活用具の給付対象となることから、制度について市民への周知を図り、制度の活用を推進します。	日常生活用具については給付対象者はいませんでした。	難病患者への日常生活用具給付件数 H24: 0件、H25: 0件、H26: 0件、 H27: 0件、H28: 0件	C	平成29年4月から対象疾病が332疾病に拡大されましたが、障害福祉サービス、日常生活用具あわせて難病患者への給付実績は近年なく、難病患者を対象としたサービス制度についての市民の認知度が低い可能性があります。	市広報やホームページ等を活用し、市民への制度の周知を徹底していきます。	障害福祉課
24	33	支1 地域生活の支援	の3 充保健・医療の充実	援障⑦ 害高者次脳への機能	脳血管障害や脳外傷により発生する高次脳機能障害について、山口県立こころの医療センターの高次脳機能障害支援センターと連携して相談支援に努めるとともに、障害に対する理解を促進します。	障害者本人、家族等からの相談については、相談支援事業所や行政窓口に対応しました。また、市外の高次脳機能障害の知識がある事業所等に連絡、相談、連携を行いました。	給付実績なし。	B	若い対象者が多く、就労訓練等を希望されていますが、支援する側も障害の理解が難しい部分があり、支援を行う際に苦慮しています。	高次脳機能障害の人に特化して就労訓練事業を行っている市外の事業所との連携をとりながら、さらに理解を深めていきます。	障害福祉課
25	34	援1 地域生活の支援	充3 保健・医療の充実	度⑧ の医療費助成制	障害のある人とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神障害者通院医療)の活用を推進します。	障害者や障害児の保護者に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の活用を推進しました。また、本市が発行する「障害者福祉の概要」や市広報、山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。	自立支援医療受給者数(精神通院)(各年3/31時点) H24: 1,266人 H25: 1,383人 H26: 1,459人 H27: 1,427人 H28: 1,446人	B	自立支援医療費(更生医療、育成医療、精神通院医療)の制度について、より多くの人に周知する必要があります。	今後も引き続き、市広報、ホームページ等を活用し市民への制度の周知について努め、自立支援医療制度の更新手続の必要性について新規申請や更新申請時等に説明を行います。	障害福祉課
26	34	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	及⑧ 医療費助成制度の普及	難病患者や小児慢性特定疾患児には、県が実施する特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担制度の活用を呼びかけます。	難病患者や小児慢性特定疾患児については、県が実施する特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担制度の活用を呼びかけました。窓口に来られた際には、制度の実施者である山口健康福祉センターを案内しました。また、本市が発行する「障害者福祉の概要」や市広報、山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。		B	公費負担制度の活用について、より一層周知する必要があります。	今後も引き続き、市広報、ホームページ等を活用し市民への制度の周知について努めます。	障害福祉課
27	34	援1 地域生活の支援	充3 保健・医療の充実	度⑧ の医療費助成制	重度の障害のある人に対し、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費助成する重度心身障害者医療費助成を行います。	重度心身障害者・障害児に対しては、重度心身障害者医療費助成制度により、医療保険の自己負担額の助成を行いました(本人の所得制限あり)。	重度心身障害者医療費助成者数(年度末) H24: 3,396人 H25: 3,411人 H26: 3,467人 H27: 3,405人 H28: 3,369人	B	重度心身障害者医療費助成制度は県との共同事業ですが、県が負担しない自己負担部分があり、その部分については、市独自で助成を行っています。	自己負担部分については、今後も引き続き市単独で助成を行います。さらに、県に対し、医療保険対象の医療費の自己負担分の一部について、障害者に負担を求めず、助成を行なうよう要望します。	障害福祉課
28	34	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	ン⑨ のリ充実	障害のある人のリハビリテーションは、医療的リハビリテーションのみならず、地域で自立して生活するための社会的リハビリテーションも重要です。身近な地域で継続的にリハビリテーションが提供されるよう、医療、介護保険、障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担を踏まえ、県や関係機関とも連携し、サービス提供体制の充実を図ります。	障害者等が地域で安心して日常生活を送るための障害福祉サービスがあり、障害者等の障害の程度や特性に合わせて、介護給付、訓練等給付等の支給決定を行い、サービス事業所がサービスの提供を行います。また、介護保険対象者には、介護サービス、障害福祉サービスの支給の調整等を行いました。		B	特にありません。	適切なサービスが提供できるように引き続き、障害福祉サービスの支給決定を行います。	障害福祉課
29	34	1 地域生活の支援	3 保健・医療の充実	充⑨ 実リハビリテーションの	防府市身体障害者福祉センターで行っている地域活動支援センター事業において、理学療法士、言語聴覚士等による身体機能の維持向上や社会適応訓練、創作活動とスポーツ訓練を実施し、充実したサービスの提供を図ります。	利用者が自立した日常生活が送れるように、障害の状況に応じた柔軟な対応を行い、自助努力の達成につながるよう、理学療法士により個々の障害状況や症状に応じた個別の機能訓練計画に沿って、身体機能の維持向上に努めました。また、言語聴覚士による言語訓練を行うことで言語機能の維持向上に努めました。スポーツ訓練(ゲートボール・ポッチャ・軽運動・卓球等)を通じ、身体機能及び体力の維持向上に努めました。	理学療法士相談・訓練人数 H24: 250人、H25: 150人、H26: 119人、 H27: 191人、H28: 155人 言語訓練延べ人数 H24: 67人、H25: 59人、H26: 51人、 H27: 111人、H28: 118人 スポーツ訓練延べ人数 H24: 2,553人、H25: 2,113人、 H26: 2,014人、H27: 2,006人、 H28: 1,774人	C	理学療法士の相談や言語訓練の実施日が決まっていますが、来所される利用者の中には随時の対応を希望する方もあり実施日を増やすことを検討する必要があります。	理学療法士の相談、訓練については、利用者の症状や身体状況の変化がよく分かるように、定期的に訓練相談を受けるように指導します。相談日については利用者に周知徹底するとともに、急に相談に来られても対応できるようにします。	社会福祉事業団

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
30	34	援1 地域生活の支	充3 実保健・医療の	福⑩ 福祉の連携・医療・	防府市地域総合支援協議会の活動を通じて、保健・医療・福祉各分野の関係機関によるネットワークを利用し、関係機関との連携強化を図ります。	支援の連携強化を図るために、協議会の各部会には福祉分野だけでなく、医療、保健分野の職種の参加があります。子ども発達支援部会には保健分野、研修部会には医療分野等の職種の参加を依頼しており、各部会において関係機関との連携を図りました。		B	障害の分野では、保健・医療・福祉の連携がとれています。しかし、そこに高齢福祉分野との連携が必要となる場合がありますが、制度の違いから職種間の連携が少ない状況です。	今後、高齢福祉分野との連携を深めるため、互いの制度や内容を理解し、連携を図ります。	障害福祉課
31	35	1 地域生活の支援	4 人材の養成	と① 福祉人材の養成	安定的かつ良質なサービスの提供のために、支援関係機関と連携し、研修会等の障害者福祉に関わる職員のスキルアップの機会を提供し、人材の養成と確保を図ります。	障害者支援施設やグループホーム、障害者就労支援施設等で障害者への日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援等を行う生活支援員や、サービス利用計画を作成し、利用者の支援を行う相談支援専門員等の資質向上のため、協議会の研修部会にて研修を実施しました。また、山口市と合同でケアマネジメント研修会を実施しました。	研修部会開催回数 (No.5参照) ケアマネジメント研修会 (No.6参照)	B	特にありません。	今後も引き続き、研修部会での研修を通じ、職員の資質向上に努めます。	障害福祉課
32	35	支1 地域生活の支援	4 人材の養成	資① 福祉向上人材の養成	職員の資質向上については、県との役割分担により、関係団体・事業所等と連携を図りながら、各種研修等により支援を行います。	研修部会で、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上のための研修を開催しました。また、山口市との合同でケアマネジメント研修会を開催し、職員の資質向上に努めました。	研修部会開催回数 (No.5参照) ケアマネジメント研修会 (No.6参照)	B	研修に参加する職員が固定化されつつあり、不参加の職員への研修成果の波及が難しい状況になっています。	研修の成果が他の職員にも波及し、情報共有できるよう、部会での周知を図ります。	障害福祉課
33	35	援1 地域生活の支	4 人材の養成	職③ 福祉の魅力づくり	福祉業務従事者が安心して従事できるよう、福祉現場の声を聞くとともに、国の施策の動向を注視し県との連携を図りながら、福祉職場の環境づくりを推進します。	毎年9月に開催される「防府市総合社会福祉大会」において、福祉についての講演会や業者が福祉器具や福祉車両等の展示・説明を行うスペースを設置し、市民に対し福祉の重要性についての理解促進・啓発を促し、福祉職場に関心をもつことができるよう努めました。		B	福祉事業所の職場環境の整備・向上についてはその事業所内での取組の程度によるものが多く、市としての取組には限界があります。	障害者・障害児の福祉や支援環境の理解促進・啓発につながるよう、各種イベントや市広報等での取組について検討します。	障害福祉課
34	35	1 地域生活の支援	4 人材の養成	テ④ 障害者支援のためのボランティア	講習会や養成講座を開催し、障害のある人の支援を行う各種ボランティアの養成・育成を行います。	市民活動支援センターにおいて、職業上の専門知識や技術、経験などを活かしてNPOを支えるしくみ「プロボノ」活動についての講座を開催しました。 音声訳ボランティア講習会に12名、市民手話講習会(昼の部・夜の部)に22名、ボランティア入門講座に18名、要約筆記入門講座に7名の参加がありました。 成果としては、技術等を必要とするボランティアを養成するとともに活動への参加を促進しました。講習会の参加者がボランティア団体に参加するなど、その後の活動につながっています。	まちづくりボランティア養成講座(受講者延べ人数、開催数) H24:27人、3回 H25:8人、1回 H26:55人、6回 H27:24人、1回 H28:14人、1回 音声訳ボランティア講習会 12人 市民手話講習会(昼の部・夜の部)22人 ボランティア入門講座18人 要約筆記入門講座7人	B	障害者ニーズに対応できるボランティア活動団体の育成に努めるとともに、そのような団体を支える市民意識の高揚を図る必要があります。 地域内のボランティア間の連携は課題のひとつです。ボランティア連絡会と連携しながらボランティア活動への参加促進をしています。 また、講座を途中でやめる方があり、ボランティア活動センターとして人づくりも支援するため、内容の工夫、フォローアップなどの必要があると考えます。	ボランティアに対する障害者のニーズの把握に努め、そのニーズに応えられるような団体に育てるため、防府市市民活動支援センターと連携していきます。 また、幅広い年代の参加者を募り、講習会実施時にボランティアの実践活動体験や、障害者との交流事業を開催し、参加者が講習会終了後の活動イメージを持てるよう支援します。	市民活動推進課
35	35	1 地域生活の支援	4 人材の養成	成④ ボランティアの養成	講習会等修了者のボランティア定着率を向上させるため、講習会等の実施時に、ボランティア活動の実践活動体験や障害のある人との交流事業を開催します。	防府市市民活動支援センターを通じて、障害者支援を行う団体の支援を行いました。 また、防府市社会福祉協議会で、障害のある人と一緒にボランティア活動の募集を行いました。	研修部会開催回数 (No.5参照) ケアマネジメント研修会 (No.6参照) イベント等におけるボランティア活動のコーディネート H28:29人	B	ボランティア活動団体の育成に努めるとともに、そのような団体を支える市民意識の高揚を図る必要があります。 また、障害のある人と一緒にボランティア活動があることを、広く知ってもらうために、今後もホームページなどの情報媒体を利用して募集を行う必要があります。	ボランティアに対する障害者のニーズの把握に努めるとともに講習会等修了者のボランティア定着率を向上させるため、講習会等の実施時に、ボランティア活動の実践活動体験や障害のある人との交流事業を開催します。	市民活動推進課
36	37	進い2 環境害づくりにやさしいのさ推し	1 生活環境の整備	の① 住宅・建築物のバリアフリー化等	公共施設の建築、改築等については、「バリアフリー新法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、エレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した案内板の設置等を推進します。	4号館階段室の照明を更新しました。 1号館1階授乳室を大きめの車椅子の方でも利用できるように扉を改良しました。 小・中学校や公民館等の建設や改修等の際に、エレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等のバリアフリー化を行いました。	向島公民館建設工事 防府市立桑山中学校校舎改築工事 防府市立西浦小学校南校舎改修工事 山頭火ふるさと館建設工事 北山手児童遊園便所改築工事 など	B	新庁舎建設において、バリアフリーを考慮した施設の改善が必要です。 庁舎の老朽化に伴い、所々に段差が生じているため、補修等が必要です。	大規模な庁舎の改築等ではなく、小規模な改修を進めています。 また、「バリアフリー新法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、エレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等を引き続き行います。	総務課
37	37	進い2 環境害づくりにやさしいのさ推し	1 生活環境の整備	の① 住宅・建築物のバリアフリー化等	多数の人が利用する民間の一定の建築物については、「バリアフリー新法」、「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者等全ての人が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。	「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、構造など基準への適合について、指導を行いました。		B	特にありません。	県条例等に基づき指導を引き続き行います。	建築課
38	37	進い2 環境害づくりにやさしいのさ推し	1 生活環境の整備	の① 住宅・建築物のバリアフリー化等	市営住宅の新設・建替えの場合は、「バリアフリー新法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、住戸内のバリアフリー化、浴室・トイレ等への手すりの設置等、障害のある人に配慮した設計・設備を採用します。	市営住宅の新設・建替えはありませんでした。		B	高齢者世帯などに配慮した市営住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保するとともに、建替えに際しては福祉施策と連携した取組みなどを推進していく必要があります。	市営住宅の新設・建替え、改修等については、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて整備を行います。新設・建替えを行う際は、「バリアフリー新法」等に基づき、障害者等に配慮した住宅を整備します。	建築課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
39	37	進い2環境害つづくりやす推し	1生活環境の整備	のの①推バ住宅、建物等	既存の市営住宅については、「バリアフリー新法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、施設・設備の改修を行います。	既存の市営住宅の施設・設備の改修はありませんでした。		B	高齢者世帯などに配慮した市営住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保する必要があります。	市営住宅の新設・建替え、改修等については、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて整備を行います。新設・建替等を行う際は、「バリアフリー新法」等に基づき、障害者等に配慮した住宅を整備します。	建築課
40	37	進い2環境害つづくりやす推し	1生活環境の整備	のの①推バ住宅、建物等	障害のある人や高齢者等全ての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園のバリアフリー化を推進します。	公園内トイレについて、順次改善(段差解消、スロープ整備)を進めました。	改修工事実施状況 H24: 記念モデル児童遊園、佐波公園 H25: 警固町公園 H26: 天神山公園、岸津公園 H27: なし H28: 北山手児童公園、誠和児童遊園、問屋口公園	C	公園事業は市の単独事業の為、維持管理費が大半であり、改修が進みにくい状況です。	改修時には、公園出入口の段差解消、公園内トイレについても、多目的トイレの設置・スロープ等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。	都市計画課
41	37	のし2推い環境害つづくりやす	備2生活環境の整備	リ等①の住宅、建物	各観光施設のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人に適切な説明や案内を行います。	誰でもトイレが利用でき無料で休憩できる等の機能を有する施設・店舗等を「防府市幸せますステーション」として認定する制度を創設しました。	防府市幸せますステーション設定数 H28: 1件	B	誰もが安心して旅行を楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」が本市でも円滑に行われるよう「幸せますステーション」の認定施設数を増やす必要があります。	引き続き、市内の店舗等に認定申請の呼びかけを行います。	おもてなし観光課
42	37	り2の移推害進者にやさしい環境づく	1生活環境の整備	化②の移動・交通のバリアフリー	歩道の整備については、障害のある人等への安全性を考慮し、視覚障害者誘導ブロックの設置、段差の切下げ、幅広歩道や電線類の地中化等の計画的な整備を行います。	平成27年に引き続き、今市地区の自治体管路工事(電線類の地中化)を実施しました。 あんしん歩行エリア内の市道については、大林寺伊佐江線・大林寺勝間線は、視覚障害者誘導ブロックの設置が完了しており、大数線及び天神前国府橋線については、段差解消と視覚障害者誘導ブロックの設置等歩道の整備が完了し、旧国道2号線の戒町今宿線については、段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を平成25年度に完了しています。 平成26年度からは、大数新田線の歩道拡幅整備を進めています。	整備工事実施 H24: L=310m(国分寺)、L=430m(多々良) H25~H26: なし H27: L=100m(今市地区) H28: L=320m(今市地区) 市道戒町今宿線 H24: 360m、H25: 360m 市道大数新田線 H26: 200m、H27: 120m、H28: 120m	C	道路幅員が狭い道路について、歩行者空間を確保するためには、無電柱化は効果がありますが、自治体管路工事(要請者負担方式)は、電線共同溝工事と比べ、市の財政負担が多いので、全ての区間において電線類の地中化は困難です。 また、歩車道の分離がされていない道路が存在するために、視覚障害者誘導ブロックの設置ができない箇所が存在します。	歩行者空間を確保するため、自治体管路工事(電線類の地中化)を継続的に取り組みます。(平成25~29年度) また、障害のある人や高齢者等への安全性を考慮した歩道の拡幅等、バリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課
43	38	のし2推い環境害つづくりやす	備2生活環境の整備	のバ②推り移動・交通の	視覚に障害のある人や車椅子利用者等が安全に交差点を通行できるよう、音声信号機、歩行時間延長信号機等の整備を関係機関に対して要請していきます。	市の中心部や身体障害者施設の周辺に音声信号機、歩行時間延長信号機等の設置の要望があれば関係機関と協議しています。	要望なし。	B	音声信号機の設置にあたっては、近隣住民の理解と協力が必要となります。	今後も要望があれば、関係機関と協議を行います。	生活安全課
44	38	のし2推い環境害つづくりやす	備1生活環境の整備	のバ②推り移動・交通の	身体に障害のある人が車の運転をしやすい環境づくりを進めるため、身体障害者標識や聴覚障害者標識、保護規定の周知を図ります。	交通安全運動等の機会を捉えて、身体障害者標識等の啓発、保護規定の周知をしました。		B	障害者標識を周知しても、最終的にドライバーのマナーに依存するところが大きいのが現状です。	今後も引き続き、市民への啓発活動を継続します。	生活安全課
45	38	のし2推い環境害つづくりやす	備1生活環境の整備	のバ②推り移動・交通の	歩道上の放置自転車等は、障害のある人にとって移動の障壁となることから、放置自転車対策や自転車利用者への指導・啓発を行います。	自転車等放置禁止区域については、市営駐輪場管理人が巡回し、放置自転車対策や自転車利用者への指導・啓発を行いました。また、交通安全運動期間等にも街頭啓発も行いました。		B	自転車利用者のマナーに頼るところが大きく、公衆道徳教育の向上が課題です。	今後も引き続き、巡回、指導・啓発を継続します。	生活安全課
46	38	進い2環境害つづくりやす推し	1生活環境の整備	進り②ア移動・交通の推バ	高齢者や障害のある人の交通安全対策として、交通安全教室等において、参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。	横断歩道の渡り方や自転車の安全運転等障害者への交通安全教室を開催しました。	障害者への交通安全教室開催回数、参加人数 H25: 20回、294人 H26: 12回、199人 H27: 12回、240人 H28: 10回、170人	B	自転車利用の際の道路標識や信号機等の交通ルールについて理解することが難しい人が多いことが課題です。	今後も引き続き、交通安全教室等を開催し、安全運転の啓発やマナーの向上を図ります。	生活安全課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
47	38	づく障害者にやさしい環境の推進	1 生活環境の整備	リ② 移動・交通の推進のバリアフリー	鉄道やバス等の公共交通機関について、障害のある人、高齢者等がスムーズに乗降できる新車両の導入や、利用しやすい駅、バス停の整備等交通関連施設の改善を促進します。	バスについては、ノンステップバスの導入など車両のバリアフリー化を促進しました。 この他、平成27年度導入した切畑デマンドタクシーのダイヤを改正し、利便性を高めました。 JR在来線駅については、列車とホームの段差・隙間の解消や階段の上り下りの不自由さの解消に向けて、JR西日本に要望書を提出しました。		B	JR富海駅及び大道駅については、駅のホームと列車との段差・隙間があり、また改札口からホームまで階段の昇降が必要となっているため、高齢者や障害者などが鉄道を利用する上で不自由が生じています。新バリアフリー法に基づきJRにホームの高上げや昇降機の設置などのバリアフリー化の要望をしていますが、主要駅(乗降者数1日3,000人以上)の条件を満たさないため、駅のバリアフリー化が進んでいないことが課題です。	バス路線については、車両更新時のノンステップバスの導入など、事業者と協議し、利便性の向上を図り、誰もが安全・安心に利用できるバス路線の維持に努めます。 鉄道については、JR富海駅及び大道駅について引き続きJRにバリアフリー化整備の要望を行います。	総合政策課
48	38	進い2環境づくりにやさしい環境の推進	備1 生活環境の整備	進り② 移動・交通の推進のバリアフリー	障害等の理由で歩行や車の乗降が困難な人に対し、県が県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースの確保を可能とする「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。	「障害者福祉の概要」で周知を行いました。併せて障害者手帳の取得により新たに制度の対象となった方に対しては手帳交付時に制度について説明し、希望者に対して利用証の交付を行いました。申し込み者は月々60人前後で推移しています。	障害者等専用駐車場利用証交付人数 H24:696人 H25:680人 H26:719人 H27:733人 H28:693人	B	その他の事由で申請を希望される方の対応時に、診断書等の取得を依頼していますが、診断書による交付基準が設けられていません。	診断書での申請時の交付条件について県に確認し、受け付ける人によって差が生じないよう交付基準について整理する必要があります。	障害福祉課
49	38	進い2環境づくりにやさしい環境の推進	備1 生活環境の整備	支け③ 福祉居施設の策保に保	グループホームについて、施設や病院等から地域生活への移行を促進する観点から、計画的な整備を進めるとともに、地域生活支援事業として実施している福祉ホーム事業について、障害のある人居住の場としての活用を図るため引き続き支援を行います。	家庭環境、住宅事情等により、居宅生活が困難な障害者(常時介護や医療が必要な人は除く)が、生活の場として、低額な料金で居室等の設備を利用できる「福祉ホーム」の運営に関する助成を行いました。この助成は、障害者の自立の促進と社会復帰を目的とします。	助成件数 H24:3人 H25:3人 H26:3人 H27:2人 H28:2人	B	福祉事業者により、福祉ホームの設置が行われておりますが、地域生活を目指す障害者の居住環境を支援するため、福祉ホームの更なる整備が必要です。	今後も引き続き福祉ホームについて助成を継続し、障害者の地域生活を支援します。	障害福祉課
50	39	境2づくりにやさしい環境の推進	1 生活環境の整備	住③ 福祉居施設の策保に保	平成27年度に山口県における福祉に向上と住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者等)の民間賃貸住宅への円滑な入居促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織する「山口県居住支援協議会」が設立されました。これにより、住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援、同配偶者が円滑に入居できるよう関係機関との連携を図る等の住居の安定に資する方策の検討等を行います。	山口県居住支援協議会では、国土交通省と連携し、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するとともに、ホームページ等で公表することにより、住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境を整備する事業を実施しています。また、賃貸住宅のオーナー等を対象とした説明会を開催しています。 本市は、当該協議会の会員であり、本協議会が作成したパンフレットの窓口設置等を行いました。		B	庁内の複数課(高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課など)に関係する事業であるため、随時、情報共有を行いながら進めていく必要があります。	引き続き、山口県居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援を行います。	建築課
51	39	づく障害者にやさしい環境の推進	1 生活環境の整備	居③ 福祉居施設の策保に保	地域での生活の拠点となる住居への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な各種手続き等の調整・支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、居住サポート事業等の支援体制の整備を図ります。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の中の相談支援事業の一環として「住宅入居者等支援事業(居住サポート事業)」がありますが、事業実施に当たっての支援体制がまだ十分に整っていないため、本市では事業を実施していません。		D	国の方針において、施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行できるよう取組を進めていくことになっており、障害者の地域での居住場所の確保についての支援が求められていますが、その支援体制が十分に整っていません。 また、庁内の複数課(高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課、建築課など)に関係する事業であるため、随時、情報共有を行いながら進めていく必要があります。	居住場所の確保について、支援方法や体制について検討を行います。 また、山口県居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援を行います。	建築課
52	39	のし2推い障進環境づくりにやさしい環境の推進	備1 生活環境の整備	支け③ 福祉居施設の策保に保	障害のある人や高齢者が、在宅での生活がしやすくなるよう、住宅のバリアフリー化や耐震化等、住宅改修に関する相談に適切な指導・助言を行います。	NPO法人防府まちと住まいのアドバイザーセンターにより、社会福祉協議会において住宅改修に関する適切な相談・助言等を行う相談窓口を開設しました(月1回)。また、この住宅相談については「社協だより 防府」等にて、周知・普及を図りました。	住宅相談件数 H24:2件 H25:6件 H26:5件 H27:0件 H28:9件	B	世帯数に対して住宅戸数が超過している現状においては、住宅改修の推進が重要です。	住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導・助言を引き続き行います。	建築課
53	39	のし2推い障進環境づくりにやさしい環境の推進	整1 生活環境の整備	確お③ 福祉居施設の策保に保	障害のある人が居住している一般住宅で、生活上住宅の改修が必要となる場合は、手すり、スロープ設置等の住宅改修費について一部給付を行います。	地域生活支援事業の中の日常生活用具給付事業として、支給基準を満たす身体障害者に対し、1人当たり20万円を保障上限とし、手すり設置等の住宅改修費を支給しました。(※介護保険制度で助成を受けられる場合は、そちらが優先されます。)	住宅改修費支給件数 H24:7件 H25:8件 H26:2件 H27:4件 H28:2件	B	特にありません。	今後も引き続き、住宅改修費の助成を行います。	障害福祉課
54	39	環2環境づくりにやさしい環境の推進	1 生活環境の整備	る④ 住居の策保に保	市営住宅へ入居する際の優先入居制度について、一層の周知と適切な実施を図ります。	一般住宅の募集において、同一団地内に同一住戸タイプ(2DK・3DK等間取りが同等のもの)の募集が2戸以上ある場合に優先枠を設け、一般枠と別に抽選を行いました。また、優先枠の抽選に漏れた優先枠対象者は一般枠でも再度抽選を行うことで、入居できる機会が増えることとなります。なお、優先枠の有無や対象者については、入居申込書等で周知を図りました。	優先枠募集件数 H24:4件 H25:11件 H26:10件 H27:4件 H28:4件	B	優先枠対象者は、障害者だけでなく、母子世帯や高齢者世帯等も対象となるため、障害者だけの制度ではないことや、優先枠すべてにエレベーターやバリアフリー仕様などが備わっているわけではないことが課題です。	優先入居制度について、対象者を分割して募集するなどの方法は現状では示されておらず、また、バリアフリー住宅の戸数が少ない現状においては入居機会の公平性に問題があるため検討しておらず、今後も現状の対応を予定しています。	建築課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
55	39	くさ2りし障害者推進につや	整1備生活環境の	確お④保け住支る宅援住施居策の	「公営住宅ストック総合活用計画」を継承した「防府市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを平成28年度に行う予定です。その中で老朽化した市営住宅の建替え改善の方向付けを行い、更なる公営住宅の質的水準の維持、向上を図ります。	「防府市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、今後の公営住宅の建替や改善の方向付けを行いました。		B	高齢者世帯などに配慮した市営住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保するとともに、建替えに際しては福祉施策と連携した取組みなどを推進していく必要があります。	市営住宅の新設・建替え、改修等については、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて整備を行います。	建築課
56	40	り2の障害者にやさしい環境づく	進2心のバリアフリーの推	へ①の啓発活動の実施による障害	関係機関と連携し、地域市民、ボランティア団体、障害者団体等幅広い層の参加者による理解促進・啓発活動を実施し、市民に対し障害や障害者福祉についての関心と理解の促進・啓発を図ります。	地域生活支援事業の一環として、平成25年度より理解促進研修・啓発事業を行い、平成28年度は平成28年4月1日施行の障害者差別解消法について、市民の認知と理解を深めるため、障害の特性に関するリーフレットを作成し、市役所窓口や公民館、施設等に配布しました。 また、社会福祉協議会では、障害者週間を中心に障害者福祉啓発セミナーを開催し、市民や障害者団体、ボランティア団体、教育関係者、福祉関係者等を対象とした研修会を開催し、障害に対する理解促進を図りました。	啓発セミナー参加者数 H24:130人 H25:150人 H26:113人 H27:84人 H28:80人 理解促進・啓発セミナー受講者数 (No.4参照)	B	研修会等については一般市民に参加してもらえよう呼びかけ、働きかけ、内容とする必要があります。また、障害や障害者の理解だけでなく、参加者が障害のある人も含めた様々な人が共に暮らす共生社会についてもテーマとする必要があります。	継続して、共生社会について認識を深めることができる内容となるよう検討します。障害者週間については引き続き社会福祉協議会主催のイベント等の後援や開催に当たり運営の協力を行います。また、今後も理解促進研修・啓発事業を行い、市民の障害者や障害者についての理解促進・啓発を図ります。	社会福祉協議会
57	40	進2障害者にやさしい環境づくりの推	2心のバリアフリーの推	に②係発達障害、精神障害、知的障害等	発達障害、精神障害、知的障害等については、社会全体の理解促進を図るため、関係機関と連携し、講演会や講座の開催等によりその障害の特性や必要な配慮等に関する知識の普及・啓発活動に取り組み、障害に対する理解の促進を図ります。	平成28年4月より施行の障害者差別解消法に関するリーフレットを作成しました。	理解促進・啓発セミナー参加者数 (No.4参照) H25:セミナー開催 「発達に気になる子どもへの関わり」 H26:セミナー開催 「発達に気になる子どもへの関わり」 子どもの発達に関するリーフレット作成 H27:セミナー開催 「知的障がいって御存知ですか？」 障害者差別解消法に関するリーフレット作成 H28:障害者差別解消法に関するリーフレット作成	B	関心を持ってもらえるよう、わかりやすい内容にするとともに、多くの人に知ってもらえるよう周知に力を入れる必要があります。	今後も、障害者や障害に関する理解を深めるために、障害者や障害に対する理解促進・啓発を図ります。	障害福祉課
58	40	づ2障害者にやさしい環境づく	進2心のバリアフリーの推	教育③学校の促進等における福祉	障害や障害のある人についての正しい理解と認識を深めるため、研修会等の開催により、教職員等への啓発を図ります。	【人権教育の充実】 障害や障害のある人についての正しい理解と認識を深めることも含めた防府市教委主催の人権教育研修会を年3回開催し、教職員等への啓発を図りました。 【特別支援教育の充実】 特別支援教育に関する市教委主催の研修会、学校支援員対象の特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する市教委主催の研修会を開催し、教職員等への啓発を図りました。	人権教育研修会の開催回数 H23～H28:各年度3回 人権主任研修会の参加人数 H28:28人 新規採用・転入教職員人権教育研修会の参加人数 H28:124人	B	教職員の人権意識の更なる醸成が求められます。	障害のある児童生徒、また障害の可能性のある児童生徒、特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応のしかたについて研修を実施することにより、多くの教職員が障害者もしくは特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する共通の理解を深めていきます。	学校教育課
59	40	く2りし障害者にやさしい環境づく	進2心のバリアフリーの推	教育③学校の促進等における福祉	小・中学校において、障害の正しい理解を更に深めるため、特別支援学校や特別支援学級との交流を継続して実施します。	【交流学习の推進】 防府総合支援学校に在籍する児童生徒と市内小中学校児童生徒との居住地交流を実施しました。また、特別支援学級に在籍している児童生徒が通常学級児童生徒と交流学习を進めており、インクルーシブ教育の推進に努めました。 更に、市内の特別支援学級に在籍する児童生徒と防府総合支援学校に在籍する児童生徒が合同で、「スポーツ交流会」「卒業生を送る会」「学習発表会」等を実施し、交流を図りました。	H24～H27 スポーツ交流会年1回 卒業生を送る会年1回 学習発表会年1回 H28 スポーツ交流会年1回 卒業生を送る会年1回 学習発表会年1回	B	通常学級の児童生徒と交流することができる居住地交流により、障害者に対する正しい理解を進めるきっかけを作る機会を設ける必要があります。	それぞれの学校の行事をすり合わせ、交流時間が十分確保できるように、行事の見直しを検討します。また、障害者への理解をより一層深めるために、今まで以上に通常学級への交流時間の確保を検討します。	学校教育課
60	41	環2境づくりにやさしい	の2推心のバリアフリー	る③福祉学校教育の等における	一般社会人を対象とした研修会や講演会の開催、DVD・映画等のライブラリーの充実等により、障害に対する社会一般の理解を深めるとともに、地域住民への啓発・広報を行います。	視聴覚ライブラリーでは、障害に対する社会一般の理解を深めるため、視聴覚教材としてDVDを整備し貸し出しを行っています。 人権学習室では、障害者の人権が尊重されるよう、障害のある人に対する正しい理解と人権意識の高揚を図るため、地域や学校、職場等の障害者問題に関する学習会への人権学習指導員の派遣や、人権啓発ビデオ等の貸出などの支援を行いました。	障害者問題をテーマとした市民セミナーの開催 H24:1回 H25:1回 H26:1回 H27:0回 H28:1回	B	視聴覚教材の、種類及び本数等の検討が必要です。市民セミナーはさまざまな人権問題をテーマに開催しているため、毎年、障害者問題にのみ焦点を当てて実施することは困難です。	各地域、職場、団体等における障害者問題をテーマとした人権学習の開催に向け、人権学習指導員の派遣や人権啓発ビデオの貸し出し等、積極的に支援します。また、地域住民への啓発についても検討します。	生涯学習課
61	41	のし2推進障害者づくりにやさしい	フ2り心のバリアフリーの推	ト④運あ動いのサ周知	県が推進している「あいサポート運動」について、市広報やホームページ等により市民や市内の企業に周知し、運動への理解促進を図ります。	市広報に関連記事を記載したり、ポスターを掲示することで、制度の周知と啓発を行いました。また、市職員向けに、あいサポーター研修を行い、あいサポーターの養成も行いました。	市広報記事掲載 H28:3/15号「あいサポート運動」 ポスター掲示 市職員研修(あいサポーター研修) H28:受講者60人	B	特にありません。	支援を必要とすることを表す「サポートマーク」の普及と共に、支援者である「あいサポーター」の養成にも努め、制度の周知を図ります。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
62	42	進2 環境づくりにやさしい環境づくりの推進	進3 権利擁護の推進	知① 地域生活福祉の権利	防府市社会福祉協議会では、自己決定能力の低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、重要書類預かりサービス等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。民法の成年後見制度を補完する仕組みとして制度化されたこの事業について、防府市社会福祉協議会と連携し、周知や活用を図ります。	判断能力が不十分で日常生活に不安を抱えた方が安心して生活できるよう、潜在的ニーズを発掘し、関係機関と連携しながら本人の意志を尊重し寄り添って支援を行いました。社協だよりやホームページへの掲載、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員へのパンフレット配布により、事業の啓発を行いました。	権利擁護事業申請人数 H24:9人 H25:3人 H26:6人 H27:14人 H28:11人	B	支援を必要としている人が利用できるよう、関係機関との連携を図るとともに役割分担を明確にする必要があります。また、生活支援員が不足しています。	社協だよりやホームページへ掲載することで幅広く周知し、福祉関係者への説明等をして事業の充実を図ります。また、生活支援員の増員及び資質の向上を図ります。	社会福祉協議会
63	42	境2 障害者にやさしい環境づくりの推進	3 権利擁護の推進	知② 成年後見制度の周知	成年後見制度について、市広報等、ホームページやパンフレットの配布による情報提供や研修会等を利用して引き続き啓発していきます。また、法人成年後見人として受任する人数を増やすため、専門職を配置するよう制度の充実を図るとともに、市民後見制度についても周知と在り方について検討していきます。	社協だよりやホームページで周知を図りました。また、当事者団体や地域のみなさんに研修会を通して制度について周知を図りました。法人成年後見人として、新規受任はありませんでした。現在、後見人として4人、保佐人として1人受任しています。山口県権利擁護人材育成協議会に出席し、市民後見制度についての在り方について検討を重ねました。	法人成年後見受任数 (平成25年度～受任開始) H25:1人 H26:2人 H27:2人(保佐1人、終了1人) H28:0人	C	法人後見の受任体制が十分に整備されていないため、受任できる人数に限りがあります。後見制度に関する問合せはありますが、法人後見受任についての相談件数が減少しています。	後見専任の専門職員を配置して、体制を十分に整備したうえで、法人後見受任について周知する必要があります。市民後見制度については、今後も議論を重ね、周知と在り方について検討していきます。	社会福祉協議会
64	43	2 障害者にやさしい環境づくりの推進	3 権利擁護の推進	② 成年後見制度の周知・活用	成年後見制度による支援を必要とする障害のある人のうち、申立てを行う親族がいない人や制度の利用に必要な経費負担が困難な人には、市長申立てや費用の一部補助等により支援し、利用方法等の一層の周知を図るとともに、制度の活用を促進します。	障害福祉課では、国が定める地域生活支援事業の必須事業の1つである、成年後見制度利用支援事業を実施しています。これは、障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ、後見人の報酬等の必要となる経費の一部について助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる重度の知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬全額または一部について助成を行う事業です。また、各種障害福祉制度を紹介する、市民向けの冊子「障害者福祉の概要」等で市民への周知を図っています。	【成年後見制度利用支援実績】 H24:1人(後見人報酬助成) H25:合計3人 1人(申立保管金助成)、 1人(申立及び申立費用助成)、 1人(申立のみ) H26:2人(申立及び申立費用助成) 費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求 H27:3人(申立及び申立費用助成) 費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求 H28:7人(申立及び申立費用助成) 費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求	B	障害者本人やその保護者、社会情勢の変化による家族関係の希薄化等により、今後、成年後見制度の利用が必要となる障害者が増加することが見込まれます。	今後も引き続き、成年後見制度の利用が有効であるが経費の負担が困難な、重度の知的障害者及び精神障害者への支援を行います。また、同制度について市広報、ホームページ掲載等により市民に周知し、認知度の更なる向上を図ります。	障害福祉課
65	43	のし2 推進環境づくりにやさしい環境づくりの推進	推3 権利擁護の推進	活用③ 福祉の福祉	社会福祉事業の経営者は、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。それでも解決が困難な事例に備え、山口県社会福祉協議会に苦情解決のための福祉サービス運営適正委員会が設置されており、この制度の周知や活用を図ります。	福祉サービス利用者がより良いサービスが受けられるよう気軽に相談ができるようパンフレット等を活用して普及・啓発に努めました。	H27:苦情相談件数なし H28:苦情相談件数なし	B	福祉サービスに関する苦情の相談先等について周知が十分されていません。	今後も引き続き、社協だよりやホームページを活用して利用者への周知を図ります。	社会福祉協議会
66	43	推し2 環境づくりにやさしい環境づくりの推進	進3 権利擁護の推進	の④ 権利擁護体制	障害のある人に対する虐待の防止や金銭管理・契約等の経済活動支援等障害のある人の地域生活を支えるための権利擁護体制の構築等について、地域総合支援協議会において取組を進めます。	障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談の受付や対応、制度や窓口の周知のため、ホームページや市広報等での周知を図りました。防府市地域総合支援協議会では、虐待防止センターの相談受付状況や対応状況、障害者差別解消法についての取組状況の報告を行いました。		B	特にありません。	協議会において、継続して報告し、必要に応じて協議を行います。また、障害を理由とする差別の解消のための取組を進めます。	障害福祉課
67	43	進い2 環境づくりにやさしい環境づくりの推進	進3 権利擁護の推進	化取⑤ 虐待の防止	養護者・障害者福祉施設従事者・利用者による虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人からの通報があった場合等は、速やかに対応についての協議や事実確認を行います。また、虐待防止に関する啓発活動の推進と相談窓口の周知を行います。	通報があった場合、虐待防止マニュアルに沿い、事前会議、聞き取り調査、調査後の認定等を行いました。調査の結果、虐待と認定した場合は県へ報告しました。また、被虐待者が他自治体が支援を行っている者であった場合は、実地調査まで行い、被虐待者を支援する担当自治体に連絡を行い、調査結果及び今後の対応について引継ぎを行いました。	虐待通報件数(平成24年10月～) H25:7件 H26:6件 H27:17件 H28:28件	B	通告件数が増加していること、通告内容を確認することでサービスを拒否する可能性がある等、複雑な事例があり、認定が困難となってきています。	各事業所と連携しながら、通告内容を確認したり、その後の支援を連携して行うよう努めます。	障害福祉課
68	44	のし2 推進環境づくりにやさしい環境づくりの推進	組解4 障害者への差別	取① 市としての取組	差別解消への取組を推進するため、国の基本方針に即して、市職員の対応要領を定めます。また、施行後も、国や他自治体の動向を注視しながら、市民や職員の意見を基に対応要領を見直します。	国の基本方針に即した、市職員対応要領を制定しました。また、基本的対応や場面ごとの対応を記載した配慮マニュアルを作成し、全職員に周知しました。	職員対応要領の制定 窓口等における配慮マニュアル(職員向け)作成	C	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、市職員の理解を深める必要があります。	実際に行った配慮などを取り入れ、より実態に即した対応要領やマニュアルになるよう随時改訂を行い、全職員に周知します。	障害福祉課
69	44	のし2 推進環境づくりにやさしい環境づくりの推進	組解4 障害者への差別	取① 市としての取組	市職員を対象に、法制度や職員対応要領等についての説明会を開催し、制度や対応要領を周知するとともに、取組について徹底を図ります。	市職員を対象に、法制度や職員対応要領の解説等の研修会を開催しました。	職員を対象とした研修 H28:新規採用職員、学校事務職員、管理職職員	C	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、市職員の理解を深める必要があります。	全職員が、制度を正しく理解し取り組むよう研修を実施します。	障害福祉課
70	44	のし2 推進環境づくりにやさしい環境づくりの推進	消4 障害者差別	組① 市としての取組	取組を効果的かつ円滑に行うため、防府市障害者保健福祉推進協議会を活用し、差別解消に関する市の取組についての意見を求めます。	防府市障害者保健福祉推進協議会において、障害者差別解消法に関する本市の取組状況についての報告を行いました。		B	特にありません。	引き続き、防府市障害者保健福祉推進協議会において本市の取組状況を報告し、差別解消に関する取組についての意見を求めます。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
71	44	のし2 推し障 進環害 境者 づく りさ	消4 法障 へ害 者取 差組 別解	組① 市と して の取	障害のある人に対し、市役所の各種窓口において、合理的配慮を行います。	市職員対応要領の制定や窓口等における障害者への配慮マニュアル(職員向け)の作成を行い、市役所の各種窓口で合理的配慮が行えるよう周知を行いました。		C	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、今後も継続して市職員の理解を深める必要があります。	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、今後も継続して市職員の理解が深まるよう職員研修の実施等に取り組みます。	障害福祉課
72	44	のし2 推し障 進環害 境者 づく りさ	消4 法障 へ害 者取 差組 別解	組① 市と して の取	市が主催するイベント等においては、障害のある人に配慮し、手話通訳者と要約筆記者の配慮や、車椅子に配慮したスロープ等の設置等の対応を図ります。	窓口等における障害者への配慮マニュアル(職員向け)において、市民を対象としたイベント等での対応について具体的に記載し、市が主催するイベント等での合理的配慮の提供に繋がるようにしました。		C	福祉関連に限らず、あらゆるイベント等において、障害者の参加を念頭にいた対応が必要であることを周知する必要があります。	マニュアルの周知を行い、改訂時には市が主催するイベント等での対応についてより具体的な記載を行います。	障害福祉課
73	45	くさ2 りし障 りい害 の推 進環 境者 づく りさ	組解4 消障 法害 へ者 差組 別解	対談に② 応・関 障 害者 の差 別	市民からの障害者差別に関する相談や苦情の受付窓口を市役所障害福祉課に設置します。受け付けた相談・苦情については、解決に向けて、市全体で対応を行うとともに、県や支援関係機関等との連携を図っていきます。	市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付窓口を障害福祉課に設置しました。あわせて、市広報やリーフレット等により、受付窓口の設置についての周知を行いました。	市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付件数(H28~) H28:0件	C	障害者差別に関する相談・苦情の受付窓口について、より一層周知する必要があります。	引き続き、市広報やリーフレット等により、受付窓口の設置についての周知を行います。	障害福祉課
74	45	りさ2 のし 推し障 進環害 境者 づく りさ	消4 法障 へ害 者取 差組 別解	情関② へす障 の害 対相 者差 別	寄せられた相談や苦情のうち、市のみでは対応が困難で、外部の助言や意見が必要となる場合は、防府市地域総合支援協議会で助言や意見を求めます。	防府市地域総合支援協議会において、障害者差別解消法に関する本市の取組状況についての報告を行いました。 なお、平成28年度は市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付はありませんでした。	市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付件数 (No.73参照)	C	特にありません。	引き続き、防府市地域総合支援協議会において本市の取組状況を報告し、地域での差別解消に向けた取組を進めます。	障害福祉課
75	45	環2 境づ 障 害者 の推 進環 境者 づく りさ	の4 取障 組害 者差 別解 消法 へ	進取る③ 組法市 啓にの 民発 つ趣 や活 い旨 企動 ての 業の 周等 の実 理知 に施 解及 対促 びす	障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設、医療機関等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。	市広報や市ホームページに関連記事を掲載したり、ポスターの配布やリーフレットを設置することで、制度の周知と啓発を行いました。 また、市内各事業者には、内閣府及び厚生労働省作成の法律の解説、事業者向けガイドライン、リーフレット、Q&A等を送付し、周知・啓発及び取組への協力を依頼しました。	市広報記事掲載 H28:9/15号「不当な差別的取扱」、 3/15号「障害者差別解消法」 ホームページ記事掲載 H28:差別解消法について、 福祉事業者向けガイドライン、 ポスター配布 H28:市内公民館ほか全24箇所 リーフレット作成 事業者向け周知啓発協力依頼	C	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について市職員の理解を深めるために、今後も継続した周知が必要です。	制度について周知することで、正しい知識の普及を図ります。	障害福祉課
76	46	推2 進障 害者 にやさ しい環 境づく り	5地 域で の支 え合 いの 推 進	強① 化地 域で 支 え る取 組の 充 実・	「防府市地域福祉計画」及び「防府市地域福祉活動計画」に基づき、関係機関と連携し、障害のある人の在宅生活を地域で支える取組を充実・強化します。	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の一環として、聴覚障害者や視覚障害者の意思疎通支援を行うことができる技術を習得した、手話奉仕員、要約筆記者、点訳奉仕員の養成事業を支援団体等に委託して実施しました。また、音声訳ボランティア、手話ボランティア、点字ボランティア、要約筆記ボランティア養成講座を開催する社会福祉協議会に対し、費用の助成を行いました。	手話奉仕員養成講座受講者数 H24:入門 12人、基礎 12人 H25:入門 17人、基礎 16人 H26:入門 7人、基礎 7人 H27:入門 22人、基礎 20人 H28:入門 12人、基礎 10人 要約筆記奉仕員(H23~24)・要約筆記者 (H25~27)養成講座受講者数 H24:4人、H25:5人、H26:10人 H27:2人、H28:3人 点訳奉仕員養成講座受講者数 H24:6人、H25:6人、H26:3人 H27:8人、H28:11人	B	養成講座を受講する人が少なく、講座開講について市民の認知度を向上させることが課題です。	多くの市民が関心をもち、受講する人が増加するよう、市民や事業者に対し、ホームページや市広報等を活用し手話奉仕員や要約筆記者等の役割紹介、養成講座の開催や内容についての周知を進めます。また、庁内他課にも周知依頼を行います。	障害福祉課
77	46	進い2 環障 境害 づく りさ 推し	合5 い地 域で 推 進の 支 え	活② 動ポ ラ ン テ ア	ボランティア活動がより活発に行われるよう、防府市社会福祉協議会と防府市市民活動支援センターとの連携を促進し、ボランティア活動に関する相談、情報提供、人材育成、ネットワークづくり等のソフト面と会議室等の活動の場の提供や器材の提供等ハード面の両面から、ボランティア活動団体の自主性・主体性を尊重しながら積極的に支援していきます。	ボランティア活動がより活発に行われるよう、防府市市民活動支援センターを通じて防府市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する相談、情報提供を行いました。また、会議室、作業室、印刷室の利用などハード面において、ボランティア活動団体への支援を行いました。	利用人数 H24:610人 H25:580人 H26:550人 H27:551人 H28:539人	B	情報を必要とする人に適切な情報提供を行うとともに、防府市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加希望者と団体とのマッチングを行うことが必要です。また、団体同士の連携や団体の基盤強化も課題のひとつです。	ボランティアに関心のある人材に対し、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供し、センターの利用促進を図ります。また、市民活動団体と市民とのマッチングに関する新たな取組について検討します。	市民活動推進課
78	47	進い2 環障 境害 づく りさ 推し	い5 の地 域推 進で の支 え合	動③ への ラ 参 加 テ のイ 促 ア 進活	ボランティア活動に関わることで、障害に対する正しい認識や障害のある人への理解が深まることから、ボランティア入門講座の開催やボランティアに関する情報の発信、ボランティア活動への参加希望者と活動団体を円滑につなぐ仕組みの整備など、世代や個人・企業を問わず、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるよう支援していきます。	障害者を含め様々な立場の市民によるボランティア活動が必要と考えています。ボランティア活動に関する情報は、ボランティア協働情報誌「まなぼらさぼ」と、市広報、社協広報紙「社協だより防府」、市のホームページ等でボランティア活動に関する情報提供や学習の機会を提供しました。	市ボランティアへの年度末登録者数 H25:1,643人 H26:1,675人 H27:1,667人 H28:1,558人	B	個人ボランティアは年々増加している一方、防府市ボランティアセンターの登録団体が減少しています。今後は、ボランティア団体の掘り起こしや、今あるボランティア団体の支援を強化していく必要があります。	ボランティア活動に関わることで、障害に対する正しい認識や障害のある人への理解が深まることから、ボランティアに関する情報の発信、ボランティア活動への参加希望者と活動団体を円滑につなぐ仕組みの整備など、世代や個人・企業を問わず、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるよう支援していきます。	社会福祉協議会

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
79	47	推2 進障害者にやさしい環境づくりの	5 地域での支え合いの推進	促③ 進ボランティア活動への参加の	障害のある人も主体的に様々な活動が行えるようボランティア活動に参加しやすい環境を整備するため、ボランティアに関する情報の発信や希望者への相談、コーディネートを行い、活動への参加を支援します。	様々な立場の市民によるボランティア活動の促進を図るため、あいかさねっと(やまぐち社会貢献活動支援ネットワーク)の利用促進のほか、ボランティア協働情報誌「まなぼらさぼーと」、市広報、市ホームページ等で周知を図り、ボランティア活動への参加を呼びかけました。情報誌については、ボランティア団体による点訳及び音訳を通じて、障害者に向けての情報発信を行いました。 また、週2回ボランティアアドバイザーを配置して、ボランティア及びボランティアに関心のある人に対し、情報提供及び相談に応じるとともに、気軽にボランティア同士の交流の場を提供しました。 (1)開設曜日・時間 月・金曜日 13時～16時 (2)開設場所 ボランティアコーナー(2階16号室)	ボランティアコーナー開設日数 H25:86日 H26:87日 H27:87日 H28:86日 延来場者集 H25:588人 H26:625人 H27:521人 H28:463人	B	障害のある人のボランティアへの参加に関する現状把握が求められます。 また、退職した団塊の世代など広く一般の人たちに、ボランティア活動の窓口を周知し、参加促進を図る必要があります。	障害のある人がボランティア活動へ積極的に参加できる環境づくりのための方策を研究します。 また、ボランティア入門講座等の研修会の開催や、ボランティアセンター機能を十分に活用し、広く市民にボランティア活動に参加してもらえる基盤強化に努めます。	市民活動推進課
80	47	のし2 推し障害者づくりにくくやさ	合5 い地域の推進の支え	進④ り「運福社」の輪推づ	障害のある人や高齢者等の在宅生活を地域で支えるため、防府市社会福祉協議会が行っている「福祉の輪づくり運動」を更に進めるとともに、地区社会福祉協議会や福祉員、友愛訪問グループ員の活動を広く周知し、活動への参加を促進します。	地域の見守り活動を実施する際の児童支援について研修し、「虐待を発見した時の連絡・相談先」「児童福祉施設の活動状況と相談先」「市社協に寄せられた寄付や共同募金で購入された赤ちゃん文庫を活用した母子保健推進員の活動」などについてセミナーを開催しました(地域福祉(福祉の輪づくり運動)推進セミナーの開催)。	防府市地域福祉(福祉の輪づくり運動)推進セミナー参加者数 H24:105人 H25:155人 H26:80人(定員60人) H27:80人 H28:126人	B	地域での課題が、児童、障害、高齢、ひとり親、引きこもり等多岐に及ぶため、引き続き地域の状況を把握し、そのときの地域課題に合ったテーマで継続的にセミナーを行うことが必要です。	地域で行われる福祉合同研修等に積極的に出向き、アウトリーチしたことを取り上げ状況に応じたセミナーを企画します。	社会福祉協議会
81	47	のし2 推し障害者づくりにくくやさ	合5 い地域の推進の支え	へ⑤ の自発的な取組	障害のある人やその家族、地域住民等によるピアサポートや社会活動支援等の自発的な取組について、その取組に要する費用の一部を助成し、活動を支援します。	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体に対し補助金を交付しました。	自発的活動支援補助金交付団体数 H28:1団体	C	補助金を申請する団体が少ないため、自発的活動支援事業について正しい理解を得る必要があります。	事業の周知に力を入れるとともに、問題点などをピックアップし、申請しやすい事業になるよう検討します。	障害福祉課
82	48	のし2 推し障害者づくりにくくやさ	策6 の防災、防犯対	普① 及防災発災知識等の	障害のある人やその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止装置等の家庭内での予防・安全対策等の理解が高まるよう防災知識等の普及啓発を進めます。	防災に関する基礎的な知識等の周知・啓発のために出前講座を開催しました。また、市と地域が共同で開催する防災訓練において、防災に関する基礎的な知識等の周知・啓発や、災害発生時の行動訓練等を行い、防災に関する知識の取得や地域での支援体制の整備に努めました。	出前講座 H28 47回 1,467人 防災訓練 H28 富海地域	B	特にありません。	市民全体ではなく、障害者を対象とした広報啓発について検討します。	防災危機管理課
83	48	のし2 推し障害者づくりにくくやさ	策6 の防災、防犯対	対② 策住宅等の防災	災害時における出火を防止するため、重度の障害のある人への火災警報器、自動消火器、電磁調理器等の日常生活用具の給付制度の周知や普及を図ります。	平成28年度は給付申請者はいませんでした。	日常生活用具給付事業申請件数 H24:5件 H25:5件 H26:3件 H27:1件 H28:0件	C	用具の申請・給付実績が少ないのが現状です。	今後も日常生活用具給付事業で給付を行うとともに、ホームページ等に掲載し市民への更なる周知を図ります。	障害福祉課
84	48	環2 境障害者づくりにくくやさ	推6 進防災、防犯対	② 住宅等の防災対策	平成26年3月までに実施した、一人暮らし高齢者世帯を含む市内全世帯の住宅用火災警報器設置状況の調査を基に、不在世帯への再調査と未設置世帯への住宅用火災警報器の逃げ遅れに対する有効性についてさらに周知を図り、設置率の向上を目指します。	平成26年3月までに市内の全世帯を対象とした住宅用火災警報器の設置状況を調査したことから、平成26年度からは未設置世帯と不在世帯数の再調査を開始し、平成28年度は、秋と春の火災予防運動期間中に24自治会(秋13、春11)で再調査を実施した。	H28 不在・未設置対象調査 対象世帯数 1,689世帯 実施世帯数 780世帯 設置世帯数 395世帯 未設置世帯数 385世帯 不在世帯数 909世帯	B	調査ができていなかった不在世帯は、今回の対象世帯の53.8%で半数以上を占めています。 また、未設置世帯は、再度の調査でも設置率が低い状態です。 設置世帯については、機器の点検等を実施していないことが多く、設置から10年を過ぎる機器については、電池の交換等メンテナンスも必要なことから、その旨の効果的な広報が必要です。	不在世帯を減少させるよう実施前に調査票を配布して、後日回収する方法や夜間訪問について、検討します。 未設置世帯については、住宅用火災警報器の有効性や火災予防条例の遵守について、粘り強く理解を求め、機器の設置を促します。 機器の設置及び点検について、「住宅用火災警報器の設置・維持・管理啓発用パンフレット」を製作し、市内全世帯に配布する予定です。	消防署
85	49	づ2 く障害者づくりにくくやさ	6 防災、防犯対	整③ 備災害時の支援体制等の	災害発生時に障害のある在宅者の避難誘導を迅速に行うためには、本人や家族以外に近隣住民の協力体制が不可欠となることから、市総合防災訓練や自主防災組織で行う災害情報の伝達や避難誘導の訓練棟を通じて、支援体制の整備を進めていきます。	防災訓練において、防災に関する基礎的な知識等の周知・啓発や、災害発生時の行動訓練等を行い、防災に関する知識の取得や地域での支援体制の整備に努めました。一部の自主防災組織においては、防災訓練時に要配慮者も参加した避難訓練の実施や、連絡体制の確認などが行われました。また、情報伝達の手段として、防災ラジオの配布(障害者手帳の交付を受けている障害者のいる世帯などは無償)を推進しました。さらに防災メールや同報系防災行政無線屋外拡声子局の整備、防災行政無線テレホンサービスなど、さまざまなツールを活用した情報伝達を行いました。	防災訓練 H28: 富海地域 防災行政無線テレホンサービス H27.2～H27.9.11 514着信 H27.9.12～H28.6.16 328着信 H28.6.17～H29.4.28 368着信	B	情報伝達の啓発、拡大、平素からの自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会等との連携の強化が必要です。	自主防災組織での要配慮者支援を意識した防災訓練等の実施を促進するための、定期的な研修会等の開催を検討します。	防災危機管理課
86	49	のし2 推し障害者づくりにくくやさ	策6 の防災、防犯対	体③ 制災害時の整備支援	平常時の避難行動要支援者名簿情報に基づき、災害時の見守り活動、救出、救護の協力等の支援体制づくりのため、地域の避難支援等関係者や地域住民と連携を図りながら個別支援計画の作成を促進します。	地域の避難支援等関係者と連携を図り、個別支援計画の作成を進めました。		B	特にありません。	引き続き平常時の避難行動要支援者名簿情報に基づき、地域の避難支援等関係者や地域住民と連携を図りながら個別支援計画の作成を促進します。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
87	49	進2 障 境 者 づ り の 推 し	策6 の 防 災 進 進 、 防 犯 対	体③ 制 災 等 害 の 時 整 の 備 支 援	障害の種類や程度は様々であり、また、環境の変化により心身の状態が大きく変わるため、避難所において障害のある人等に配慮した生活・支援が可能となるよう、障害の特性を踏まえた避難所として二次的避難所となる福祉避難所の整備・拡充や緊急受入先の確保を社会福祉施設等と連携を図りながら進めます。	要配慮者の専用避難所である福祉避難所について、平成28年度は4箇所追加し、市内10箇所の施設を指定しました。	福祉避難所の設置数(H25～) H25:4箇所 H26:6箇所(防府市保健センター含む) H27:6箇所(防府市保健センター含む) H28:12箇所(防府市保健センター含む)	B	市内の福祉避難所数は、10箇所のみであり、中心市街地、周辺地域ともに数的に充分ではありません。また、福祉避難所を開設し運営していくための人的支援や必要となる備品の整備についても、市と事業者が連携する必要があります。	今後も福祉避難所数を充実させるとともに、人的・物的支援体制構築に向けて協定を結び、人的・物的支援体制確保に努めます。	障害福祉課
88	49	進2 障 害 者 に や さ し い 環 境 づ り の 推	6 防 災 、 防 犯 対 策 の 推 進	④ 防 犯 ・ 安 全 ネ ッ ト ワ ー ク の 充 実	一人暮らしの重度身体障害者や高齢者が急病や災害時に親族、消防署、協力員等に緊急に連絡ができるよう、緊急通報装置の給付制度の周知・普及を図ります。また、緊急時だけでなく、普段から気軽に通報し相談等ができるシステムの導入を図り、安心して生活ができる環境づくりに取り組めます。	現在設置している緊急通報装置を、センター方式のシステムに変更し、緊急時の通報だけでなく、日常の安否確認や生活相談等にも対応することが可能な体制を整備しました。 市内に居住する人で、次のいずれかに該当する人が対象となります。 ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する者 ②75歳以上のひとり暮らし高齢者 ③重度心身障害者のみの世帯 ④おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯又は高齢者と重度心身障害者の世帯で、いずれかが寝たきり、認知症等により、緊急時の通報が困難であると認められ、かつ他の世帯員が上記①から③に準ずると認められる者 申請窓口は市高齢福祉課です。	緊急通報装置の年度末設置件数 H24:713件 H25:683件 H26:646件 H27:631件 H28:274件(センター方式)	C	旧緊急通報装置との交換が予定より遅れたため、新規申込の設置も遅れています。	一人でも多くの高齢者等が安心して生活できるよう、新規申込の設置を速やかに行うと共に、市広報やホームページ等を通じ、さらなる制度の周知徹底を図ります。	高齢福祉課
89	49	のし2 推 進 環 境 者 づ り の 推	策6 の 防 災 進 進 、 防 犯 対	充 実 ④ 防 犯 ワ ー ク の 充 実	一人暮らし高齢者が増加していく中で、いざという時のための救急活動に役立てる「救急おたすけ」との周知・普及を図ります。	救急隊員が保管された情報をもとに、かかりつけ医療機関や搬送先医療機関などと連携し、障害のある人や一人暮らし高齢者の迅速な救急活動に役立てる「救急おたすけ」との周知や普及を図りました。	救急おたすけと配付件数 H24:165件 H25:184件 H26:190件 H27:114件 H28:215件	C	保管されている情報の更新(最新情報)が必要です。	「救急おたすけ」との周知や普及とともに、情報の更新についても周知していきます。	高齢福祉課
90	49	のし2 推 進 環 境 者 づ り の 推	策6 の 防 災 進 進 、 防 犯 対	充 実 ④ 防 犯 ワ ー ク の 充 実	障害のある人への災害情報等の伝達を効果的に行うため、防災ラジオや携帯電話等のメールによる情報伝達の周知や普及を図ります。	障害福祉課では、障害者手帳の新規交付時または更新時に窓口で防災ラジオ配布について説明し、希望者には申請受付を行いました。 また、希望者は市に登録申請を行うことにより、災害時に通知を受けることが可能です。		B	防災ラジオは各世帯1台のみ無償となり、2台目以降は有料となるため、壊れて情報が聞き取れなくなった場合は、再購入しない世帯が多いことが課題です。	今後も障害のある人が災害情報等を素早く正確に察知できるよう防災ラジオの有効性について周知していきます。	障害福祉課
91	49	のし2 推 進 環 境 者 づ り の 推	策6 の 防 災 進 進 、 防 犯 対	充 実 ④ 防 犯 ワ ー ク の 充 実	聴覚障害者への通信手段として、テレビ電話、ファクシミリ、情報受信装置等の日常生活用具の給付を行います。	聴覚障害者への日常生活用具の給付を継続的に行いました。	聴覚障害者への情報伝達関連用具給付件数 H24:7件 H25:2件 H26:3件 H27:4件 H28:9件	B	聴覚障害者を対象とした日常生活用具として、テレビ電話やファクシリの他にも、屋内信号装置や目覚まし時計等があり、給付制度の認知度の向上が課題です。 また、テレビ電話の給付については、テレビ電話を取り扱っている業者自体が少なくなっています。	障害者手帳交付の際に、対象となる用具について説明や資料を充実させます。	障害福祉課
92	50	づ2 く 障 害 者 に や さ し い 環 境	6 防 災 、 防 犯 対 策 の 推 進	充 実 ④ 防 犯 ワ ー ク の 充 実	「110番福祉FAX・119番FAX」(聴覚障害者からの110番・119番受理専用システム)や「メール110番・緊急通報Web119」(聴覚や言語機能障害者のための携帯電話のインターネット機能を利用した110番・119番通報システム)、各相談窓口の相談FAX、メールアドレスの広報・普及を図ります。	119FAXと聴覚障害者用FAXを併用している期間中は、ホームページや市広報に掲載することで、119FAXと聴覚障害者用FAXの周知を図りました。 緊急通報Web119(以後Web119)は、障害福祉課と連携し、周知を図りました。 11月1日総務省によるWeb通信のセキュリティ強化のためシステム更新が行われ、古い携帯機種についてはWeb119が使用できなくなったため、事前に登録者全員にメール、文書を送付し再登録や対応機種の更新依頼の通知を実施しました。	H27:FAX119による通報1件 Web119登録者数87人 H28:FAX119による通報なし Web119登録者数85人 (再登録者47人)	C	Web119については携帯電話を常時利用しない方には、通報時に利用方法がわからないおそれがあるとともに、利用を考慮されていない可能性があります。 またSSL方式に変換されて、利用できない携帯電話があり、スマートフォン等に更新しなければ利用できない可能性があります。	119FAXに統一化(聴覚障害者用FAXの廃止)するとともに、Web119の登録者については、携帯端末購入を強制する訳にはいかないと考え、利用者の減少は免れないと見られますが、引き続き機種の変更・更新について通知を行います。 Web119、119FAXどちらかで、緊急通報が出来ることをもっと理解していただけるよう周知していきます。	消防署

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
93	51	3 社会参加の促進と生活能力向上の支援	1 教育の充実と生涯学習の推進	① 就学前教育・療育の充実	子どもの発達が気になる保護者が気軽に相談できるよう、市役所こども相談室に発達に関する相談を含めた窓口を設置し、よりきめ細かな相談に対応できる体制と関係機関との連携がスムーズにできるシステムを構築します。また、5歳児発達相談会等の機会を利用し、発達障害に関する理解の促進・啓発を図ります。	こども相談室では、0歳から18歳未満の児童に関する相談を受け付けました。その相談内容の中に、子どもの発達や行動が気になるというものが、保護者から電話や来所により相談を受け、加えて相談内容により他課や他機関を紹介したり、継続支援を行いました。 子どもの発達支援、就学支援を図るため「5歳児発達相談会」を開催しました(12回、参加者84人)臨床心理士による子どもの発達や育児に関する相談を行う「幼児心理相談」を毎月2回実施しました。 本市の保健センターでは、乳幼児相談、幼児健康診査(1歳6ヶ月健康診査、3歳児健康診査)等で要観察となったケース、5歳児発達相談会の相談に応じ、必要に応じて障害福祉課と連携し、相談やサービスを提供しました。こども相談室で関わっているケースも同様です。	相談受件数(障害相談) H24:65件 H25:84件 H26:71件 H27:94件 H28:72件 5歳児発達相談会相談人数 H24:21人 H25:50人 H26:57人 H27:73人 H28:84人 幼児心理相談人数 H24:72人 H25:66人 H26:66人 H27:74人 H28:72人	B	年々参加希望者が増加しているため、相談員の確保や、相談後のフォロー先である療育機関のマンパワー不足をどう解消するか検討が必要です。また、発達に心配のある児及び母親の支援のための相談機会の確保が必要です。	今後も引き続き子どもの発達等の相談に対応し、関係機関への紹介や継続支援を行いません。 健康増進課では、学校教育課、保育園、幼稚園と連携を図り5歳児発達相談会を開催します。その他の幼児期の発達相談に関しても、幼児心理相談を継続し、担当保健師による母親への支援を行います。また、障害福祉課と健康増進課で連携を図り、母親が不安なく必要な療育機関への相談が行えるように支援します。さらに、相談や支援を希望している人が相談窓口が分かりやすいよう、また、相談内容に応じた適切な対応ができるように、相談・支援窓口間の連携を図ります。	障害福祉課
94	51	能3 力社会参加の促進と生活	の1 推教育の充実と生涯学習	実① 就学前教育・療育の充	乳幼児期から就学まで、児童・保護者を継続的に支援していくため、療育機関と幼稚園、保育所、学校等の連携を一層強化します。	保育所保育指針に基づき、保育所における保育の内容を記録した保育要録を子どもの育ちを支えるための資料として就学先となる小学校へ送付するとともに、関係機関等との交流及び連携を図りました。 健康増進課と学校教育課で共催として、保育園、幼稚園と連携を図り、発達に支援を必要とする幼児の発達相談会を2学期に実施しました。年々相談者が増加傾向にあり、就学に向けての保護者に対する子育て等について助言を行いました。 5歳児(年中児)発達相談会:12回(参加者84人)	5歳児発達相談会相談人数(H24~)(No.93参照)	B	年々参加希望者が増加しているため、相談員の確保や、相談後のフォロー先である療育機関のマンパワー不足をどう解消するか検討が必要です。また、例年通りの日程ではすべての相談に応じることが困難であり、相談会に必要な医師、臨床心理士等の確保が大変厳しい状況なため、検討が必要です。他の療育機関に関わっている幼児については、相談会に参加することができません(※相談者の人数が多いため)。	今後も引き続き関係機関と連携を図り、5歳児発達相談会の開催等、児童・保護者への継続した支援を推進します。 また、すべての相談に対応するためには、予算や日程を十分確保する必要があります。更に、スタッフの確保についても同様に、今まで以上に関係機関と連携し人員確保に努めていく必要があります。	子育て支援課
95	51	上進3 のと社支生学活参加力の向促	生1 涯教育の充実と	療① 育就の学充前実教育・	就学前の幼児の障害に早期に対応するため、通級指導教室幼児部において、よりきめ細かい指導を行うとともに、円滑に就学できるよう支援・助言を行います。	就学前の幼児の言語の遅れやソーシャルスキルに関して、不安を抱えた保護者が多く、本事業に対する要望が増加しました。		B	就学前の言語の遅れやソーシャルスキルに関して、不安を抱えた保護者が増加しています。	幼児通級希望者の増加に伴い、補助指導員の増員や施設・設備の増設を検討します。	学校教育課
96	52	力促3 向進社上と会の生参支活加援能の	推と1 進生教涯育の習充の实	実育① ・就療学育前の教充	通級指導教室幼児部の充実のため、指導員への研修会や講習会への参加を促進し、指導員の資質の向上を図ります。	防府市通級指導教室幼児部補助指導員は1日5時間45分の勤務形態であり、年々幼児通級希望者が増加していることなどから、教室を空けての研修会への参加が難しい状況でした。		B	1日5時間45分勤務であるため、十分な研修時間を確保することが難しい状況です。また、年々幼児通級希望者増加しているため、教室を空けての校外研修に参加することが難しい状況にあります。	指導員を増員し、輪番で研修に参加できる体制を整えることが求められています。また、特別支援教育推進員からの適切な助言を、日々の指導に生かす必要があります。	学校教育課
97	52	能3 力社会参加の促進と生活	の1 推教育の充実と生涯学習	実① 就学前教育・療育の充	保育所における障害のある子どもの受入れ促進を目的とし「発達支援体制整備事業」や、障害のある子どもの受入れに必要な施設整備を図る「障害児受入れ促進事業」を進め、保護者が安心して入所させることのできる環境を整えます。また、障害児保育研修への参加促進により、保育士の資質向上を図ります。	保育所における障害児の受け入れを促進するため、障害児の保育に必要な保育士の増補に係る費用負担を軽減し、保育体制の整備を図りました。さらに、障害児の受け入れを予定している私立保育所3園に対し、障害児を受け入れるために必要な施設の改修(門改修・バリアフリー化等)や備品購入に対する補助を行い、保育環境を整備しました。また、各種研修参加に係る費用の一部を補助することにより、研修への参加を促進するとともに、保育士の資質向上を図りました。	発達支援体制整備事業 H24:13園 H25:13園 H26:14園 H27:15園 H28:15園 障害児受入促進事業 H24:4園 H25:2園 H26:3園 H27:3園 H28:3園	B	民間保育所の経費面での一定の負担軽減は図られていますが、障害児の受け入れのために必要な保育士の確保が困難なため、受入体制が十分に整わない保育所があります。	障害児保育に係る保育所の経費負担軽減を継続するとともに、障害児保育の重要性に対する理解を深め、障害児の受け入れを促進します。また、保育士の障害に関する研修等への積極的な参加を促し、保育に携わる者の専門性の向上を図るとともに、必要に応じ専門機関との連携を図り、きめ細やかな保育を実施します。	子育て支援課
98	52	力促3 向進社上と会の生参支活加援能の	推と1 進生教涯育の習充の实	実育① ・就療学育前の教充	幼稚園における障害のある子どもの受入れを進めるため、教職員に対する研修や施設環境整備への取組を支援します。	【私立幼稚園特別支援教育費補助金】 私立幼稚園における特別支援教育の振興と充実を図るため、財団法人山口県私立幼稚園協会が行う私立幼稚園特別支援教育費補助事業に対して補助金を交付し、幼稚園における障害児の受入れを支援しました。		B	幼稚園・保育園教職員の、特別支援教育に対する理解が園によって差が大きく、幼児の特性に応じた適切な就学ができないケースがあります。また、教職員が発達障害等について一定の水準で理解をしておく必要があります。	幼稚園・保育園教職員を対象とした特別支援教育に関する研修会の案内等、情報の提供を行うことについて検討します。	学校教育課
99	52	上進3 のと社支生学活参加力の向促	生1 涯教育の充実と	療① 育就の学充前実教育・	障害のある子どもが特性に応じた適切な療育支援を受けられるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援の提供体制の確保を図ります。	対象者が適切なサービスが利用できるように、相談、申請から訪問等により調査を行い、適正な支給決定を行いました。また、年に1度定期的に更新を行い、必要に応じてサービス継続を行い、サービス提供体制が確保できるように努めました。	児童発達支援事業所数(H24~) H24:2箇所 H25:3箇所 H26:3箇所 H27:5箇所 H28:6箇所	B	障害児の早期療育の重要性や障害に関する理解が進み、サービスの利用を希望する保護者が増加していますが、サービスを提供する施設が受け入れられる児童数には限度(定員)があり、希望のとおり提供を受けることができない場合があります。	今後も、支給決定基準を遵守しつつ、申請者の生活状況等を勘案し、サービスの支給決定を行うとともに、協議会等の場で事業者と支援体制の課題や解決策について検討します。また、平成29年4月から、なかよし園を児童発達支援センターに移行します。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
100	52	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	療① 育 就 の 学 充 前 実 教 育 ・	保護者サークル・団体連絡会を開催し、障害のある子どもを持つ保護者同士の情報交換の場を提供するとともに、保護者が抱える課題を検討し、地域で保護者を支える仕組みをつくることによって、自助・共生社会の実現を目指します。	障害に悩んでいる人への相談窓口として、障害者とその保護者に向けたチラシとポスターの原稿を作成しました。 成年後見制度の理解を深め、連携体制について検討しました。 障害のある子どもをもつ保護者を支える仕組みづくりに取り組みました。	保護者サークル・団体連絡会定例会開催回数 H24:5回 H25:10回 H26:12回 H27:5回 H28:6回	B	地域で療育に取り組むためには、保護者や福祉事業者、学校関係者以外の人についても、障害児療育に関心を持つような取組みが必要です。	保護者サークル・団体連絡会が、保護者達の情報交換の場として、その中から共有の課題を検討することによって保護者の連携を図り、地域に向けて課題を発信し、自助、共生の連携づくりを図ります。	障害福祉課
101	53	支と3 援 活 参 能 加 力 の 向 促	涯1 学 教 育 習 の 充 推 実 と 生	教② 育 義 の 務 充 教 育 段 階 の	就学相談の実施や防府市教育支援委員会の開催等により、保護者や関係機関との連携を深め、障害のある児童生徒に必要な教育的支援を推進します。	【特別支援教育推進員派遣事業】 平成27年度から特別支援教育推進員を1名雇用し、専門的な立場で就学相談を行い、より一層適正な就学に向けての支援体制を構築しています。 また、年間3回の防府市教育支援委員会(前防府市就学指導委員会。平成26年8月1日から変更)を開催し、市内の就学児及び児童生徒に必要な教育的支援について審議しました。	H28:4回実施 審議件数等については非公開	A	就学相談が未実施の未就学児の把握をすることが困難であり、必要な教育的支援ができないケースがあります。また、幼稚園や保育園の教職員の発達障害に対する理解不足から、就学相談につながらないケースもあります。	幼稚園や保育園の教職員の資質向上を図り、適切な就学指導ができるよう、より一層情報提供を進める必要があります。	学校教育課
102	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	の② 教 育 務 の 教 育 段 階	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画等の作成により、きめ細かく教育内容や方法等の改善を図るなど、特別支援教育の質的充実を図ります。	市内の全小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個別的教育支援計画や指導計画はほとんど作成され、日々の指導に生かされました。 幼稚園や保育園については所管が違うために、把握はできていません。	特別支援学級に在籍する児童生徒についての個別の指導計画作成率100%	B	全ての児童生徒及び幼児の個別的教育支援計画と個別の指導計画が準備されていません。特に、幼稚園や保育園は所管が違うために、調査することができません。	特別支援教育推進員による、市内小中学校の巡回訪問をとおして、個別的教育支援計画や指導計画について調査し、有効に活用できるよう助言していきます。また、幼稚園や保育園については、他課から情報提供を受け、個別的教育支援計画や指導計画の作成について周知を依頼します。	学校教育課
103	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	の② 教 育 務 の 教 育 段 階	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援員の配置や校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名等により、特別支援教育における校内支援体制を充実させ、教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。	【校内コーディネーターの充実】 校内コーディネーターの資質を向上するための研修会を実施し、特別な支援を要する児童生徒に対する支援員の配置や校内委員会の設置等、校内における中心的立場で特別支援教育をリードしました。 しかし、幼稚園や保育園については所管が違うために把握はできていません。	校内コーディネーター研修会開催回数 H28:2回実施	A	校内コーディネーターの経験が浅い教員に対して研修機会を確保する必要があります。	校内教育支援体制をより一層充実させていくために、指導主事や特別支援教育推進員による定期的な巡回訪問や巡回相談の計画を検討します。また、幼稚園や保育園については、他課から情報提供し、特別支援教育に対する理解を広げていきます。	学校教育課
104	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	の② 教 育 務 の 教 育 段 階	校内コーディネーター研修会や学校支援員研修会等を実施し、教職員の資質の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、指導方法の工夫・改善を図ります。	【特別支援教育推進員派遣事業】 毎年校内コーディネーター研修会を開催し、校内コーディネーターの資質向上に努めました。また、学校支援員研修会を年2回実施しました。今年から特別支援教育推進員による研修会での講話や協議を通じて、児童生徒への対応の仕方等について研修を行っています。	学校支援員研修会開催回数 H28:2回開催	A	就学相談が未実施の未就学児の把握をすることが困難であり、必要な教育的支援ができないケースがあります。また、幼稚園や保育園の教職員の発達障害に対する理解不足から、就学相談につながらないケースもあります。	幼稚園や保育園の教職員の資質向上を図り、適切な就学指導ができるよう、より一層情報提供を進める必要があります。	学校教育課
105	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	の② 教 育 務 の 教 育 段 階	障害のある児童生徒の自立・社会参加に向け、小・中学校における合理的配慮を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。	【ICT機器の配置】 特別支援学級毎に、タブレットを配置しました。また、視覚優位等の児童生徒のためのアプリケーションソフトも導入しました。	特別支援学級毎に、タブレット1台配置 視覚優位等の児童生徒のためのアプリケーションソフトを導入。	B	児童生徒一人ひとりのニーズは異なるため、今後さらに、個に応じた教育の推進が求められます。	ICT機器や、アプリケーションソフトに関する研修会を行うことで、より効果的な活用方法等について研究を進めていく必要があります。	学校教育課
106	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	進③ 生 涯 学 習 の 推	手話通訳者・要約筆記者の派遣等関係制度の広報・周知を図り、障害のある人が参加しやすい学習の場づくりを進めます。	成人式や中学生スピーチコンテストなど、多くの人を対象とした事業に対しては、手話や要約筆記を配置し、ソフト面において障害者の方にも配慮して実施しました。また、当該事業等のチラシを作製する際には、手話や要約筆記があることを記入し、周知しました。	成人式、中学生スピーチコンテスト、人権学習推進市民会議総会、人権学習講演会にてそれぞれ配置	B	生涯学習課が行っている事業の中で、多くの人を対象とした事業(成人式、中学生スピーチコンテスト、人権学習推進市民会議総会、人権学習講演会)においては、手話や要約筆記を配置していますが、公民館等で行われている学級・教室や短期講座などには配置していません。	生涯学習課が行っている事業の中で、多くの人を対象とした事業については、引き続き手話や要約筆記の配置を行います。また、公民館等で行われている学級・教室等で、手話や要約筆記を配置するよう努めます。	生涯学習課
107	53	上進3の と 社 支 生 会 援 活 参 能 加 力 の 向 促	生1 涯 教 学 育 習 の 充 推 実 進 と	進③ 生 涯 学 習 の 推	公民館等生涯学習の場となる施設の使用料の減免制度により、生涯学習活動を支援します。	健康福祉部長等から申請を受けた障害福祉団体が生涯学習施設を使用するに当たり、月1回1区分の使用料を減免とし、生涯学習活動を支援しました。	登録件数 H26:11件 H27:12件 H28:12件	B	使用料の減免については、回数を増やしてほしいと要望されていますが、他団体等との公平性・継続性の観点から、ある程度の制約はやむを得ないものと考えています。	今後も引き続き、支援を継続していきます。	生涯学習課
108	53	生3 活 社 会 力 参 加 上 の 促 支 進 援 と	学1 習 教 育 推 進 の 充 実 と 生 涯	③ 生 涯 学 習 の 推 進	大活字本や点字図書、音訳図書、触れる絵本等多様な図書資料の充実や、移動図書館車(ブックモバイル)の運行、郵送貸出の実施により、図書館へ通うことが困難な障害のある人も身近に図書資料を利用できる環境の整備を推進します。	大活字本、点字図書、音訳図書、布絵本等を計画的に収集しました。また、音訳図書、点字図書、布絵本等を制作するボランティアを支援しました。 平成27年10月から移動図書館の福祉施設のステーションを1か所増設しました。施設巡回時には、大活字本等を多く搭載するなど、資料の構成に配慮しました。 視覚障害者、身体障害者への郵送貸出を実施しました。	移動図書館巡回福祉施設数 H23:2施設 H24:2施設 H25:2施設 H26:2施設 H27:3施設 H28:3施設	B	移動図書館や郵送貸出サービス等の周知と利用促進が課題です。	関係各課と連携し、各種サービスの紹介や広報を行います。	図書館

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
109	54	生3 活社会 能力参 加上の 促進支 援と	学1 習教育 の推進 と生涯	リ④ ―施設 の促進 リア フ	保育所や社会教育施設等において、障害の有無にかかわらず様々な人々が利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を促進します。また、小・中学校においてもバリアフリー化を推進し、児童生徒の障害に応じて、学校施設の改修を実施します。	市内の生涯学習施設(文化福祉会館、公民館等)は、古くバリアフリー化もされていない箇所もある中、可能な改修を行い、新築中の向島公民館には多目的トイレや手すり、障害者用の窓口カウンターなどを設置しました。 (平成28年度改修) 文化福祉会館 身障者トイレ改修 (手洗器・取手取替、ペーパーホルダー・リモコン取替)	H24～28までに行った改修件数 H24:3件 H25:4件 H26:5件 H27:2件 H28:1件	C	富海保育所、江泊保育所は建築後35年以上経過しており老朽化が進んでいるため、バリアフリー化を含めた施設整備が必要です。 また、施設の構造上、改修が難しい施設があります(多目的トイレ・手すりを設置するスペースがない、等)。	富海保育所、江泊保育所は老朽化が進んでおり、大規模改修又は改築実施時における施設のバリアフリー化を検討します。 また、引き続き新たな公民館の建設に当たっては、障害者や高齢者の利用を想定し、誰もが利用しやすい施設整備を進めるとともに、改修が可能な施設については、改修を検討していきます。	子育て支援課・生涯学習課
110	54	支と3 援生社 会能力 参加上 の促進	涯1 学教育 の推進 と生涯	リ④ ―施設 の促進 リア フ	保育所や社会教育施設等において、障害の有無にかかわらず様々な人々が利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を促進します。また、小・中学校においてもバリアフリー化を推進し、児童生徒の障害に応じて、学校施設の改修を実施します。	改築する学校の校舎については、障害のある児童・生徒に配慮した建築計画としており、平成28年度に改築工事が完了した西浦小学校及び桑山中学校においては、多目的トイレ、洋式トイレ、エレベーター等を設置し、施設のバリアフリー化を図りました。 また、華城小学校のトイレに手すり及びスロープを設置するなど受け入れ児童の障害に応じた改修を実施しました。		B	既存施設の改修にあたり、受入れ児童や生徒の障害の程度により、現状を変更しても十分な対応が不可能な場合や受入れまでの日程が短く、対応が間に合わないことが考えられます。 また、老朽化のため、部分的な改修ができない施設もあります。	改築する学校の校舎については、バリアフリー化、洋式トイレの設置等、障害のある児童・生徒に配慮した建築計画としており、既存学校についても、順次トイレの洋式化を進めていきます。 また、障害のある児童や生徒の受入れに対しても可能な限り迅速に対応できるよう、関係部署との連携強化を図ります。	教育総務課
111	54	生3 活社会 能力参 加上の 促進支 援と	学1 習教育 の推進 と生涯	リ④ ―施設 の促進 リア フ	図書館には、活字読み上げ機、音声パソコン、点字プリンター等の図書福祉機器を充実します。	平成28年度については以下の図書福祉機器を設置していました。 ・拡大読書器(平成18年度から設置しています。) ・障害者サービス室(対面朗読等に対応、平成18年度から設置しています。) ・DAISY図書再生録音機(平成18年度から設置しています。) ・筆談ボード(平成27年度から窓口2か所に設置しています。)		B	福祉設備の周知と利用促進が課題です。	窓口や広報紙で各種設備を周知します。	図書館
112	54	生3 活社会 能力参 加上の 促進支 援と	学1 習教育 の推進 と生涯	制⑤ の進 路相 談・ 支援 体	総合支援学校等に通学する卒業を控えた生徒の進路について、本人や保護者の意見を踏まえ、本人、保護者、学校、相談支援事務所等を交えて協議します。	総合支援学校に通学する生徒及びその保護者、学校と相談支援事業者等と進路について本人や保護者の意見を踏まえ協議しました。 総合支援学校の高等部2・3年生の進路相談会に、市障害福祉課、相談支援事業所等が参加し、進路について定期的に協議を開催しました。なお、必要性の高い生徒や保護者については学年を問わず、適宜進路相談会に関係機関が参加しました。		B	特にありません。	今後も引き続き、本人と保護者、学校、支援関係機関と進路について、本人や保護者の意見を踏まえ協議します。	障害福祉課
113	55	向3 上社会 参加の 促進と 生活能 力	2 就労 の支 援と 雇 用の 促進	① 就労 訓練 等の 充実	就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所の整備について、圏域のニーズ等の状況を確認しながら、事業者とともに進めていきます。	現在、就労移行支援サービスを提供する事業所は市内に4箇所、就労継続支援A型サービスを提供する事業所は市内に1箇所あり、以前と比べ事業所数が減少しています。制度改正により、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対し、就労移行支援事業所が就労面のアセスメントを行うことが義務づけられ、一般企業等への就労を目指す障害者への支援も含め、就労移行支援事業所の役割の重要性が以前より増えています。また、一般就労は困難なものの、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対し、雇用契約の締結等就労機会の提供及び生産機会の提供、就労に必要な知識の取得及び能力向上の訓練支援を行う就労継続支援A型事業所の役割も重要となっています。	市内就労移行支援事業所数 H24:2箇所 H25:3箇所 H26:3箇所 H27:4箇所 H28:4箇所 市内就労継続支援A型事業所数 H24～H26:1箇所 H27:2箇所 H28:1箇所	B	就労継続支援A型は、B型とほぼ同等の人員や報酬単価にもかかわらず、雇用契約に基づく賃金等の保障を行ったり、雇用契約とサービス利用契約の二重契約が必要であったり等、事業所側の制度的・事務的な負担がB型事業所よりも多く、サービスを提供する事業所が増えにくい状況です。	本市は事業所の新規開設・増設等にその整備費が県の助成の対象である場合で、本市の要綱の基準を満たす場合は、整備費の助成を行い、法人(事業所)の整備費の負担軽減を図っています。今後も基準を満たす事業所に対し整備費の助成を行い、法人(事業所)が整備を進めやすい環境づくりを行います。	障害福祉課
114	55	援3 社会 参加の 促進と 生活能 力向上 の支	2 就労 の支 援と 雇 用の 促進	② 就労 支 援 体 制 の 整 備	地域総合支援協議会に就労支援部会を設置し、そのネットワーク機能を活用し、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、総合支援学校、商工会議所、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害者就労支援事業所と連携しながら、障害のある人の就労支援を行うとともに、企業側のニーズも踏まえ、障害のある人と企業双方に対する支援体制の構築を図ります。また、職業訓練等を受ける機会の提供と就業後のサポートをするため、防府地域職業訓練センターにおいて各種職業訓練を実施するとともに、「若者の職業定着推進事業」を実施し、就業後のサポートをしていきます。	協議会の部会の1つである就労支援部会は、様々な分野の人員で構成され、障害者の就労支援に関する情報交換・課題抽出・検討などを行いました。(構成員:ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所、相談事業所、総合支援学校、商工会議所、社会福祉協議会、障害者雇用企業、NPO法人(若者就労支援)) 防府地域職業訓練センターにおいては、障害者訓練を6月15日から9月14日まで行い、12名が参加しました。実務OA科ということで、Excel、Wordの使用方法を学び、山口県職業開発協会が実施する3級試験の合格を目指しています。また、若者の能力開発・相談支援業務「若者の職場定着推進事業」をNPO法人へ委託し実施しました。	H27 ・企業訪問 2社 (企業部会設立に関すること) ・企業への障害者就労に関する情報提供 (市社会福祉協議会広報誌、商工会議所会報に掲載) H28 ・企業訪問 5社 (障害者雇用におけるニーズ調査) 障害者訓練参加者 H25:10人 H26:10人 H27:11人 H28:12人 若者の職場定着推進事業対象事業所数 H26開始:13社 H27:23社 H28:22社	B	障害者を雇用されている企業やこれから雇用を検討される企業へ、企業側へ求める障害の特性に応じた支援について、勉強会等行う必要があります。 防府地域職業訓練センターのバリアフリーへの対応が十分ではありません。	関係機関同士の連携をより綿密にし、障害者の就労支援体制の更なる強化を図ります。 また、施設のバリアフリー化に努めるとともに、利用の促進を図ります。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
115	56	支と3 援生社 活能参 力加向 の上促 の進	用2 の就 促勞 進の支 援と雇	整② 備就 勞支 援体 制の	障害のある人の多様な就業形態の中には、障害のある人自身による創業もあります。創業フォーラム等による創業啓発や創業塾による創業知識の習得、防府市創業支援センターによる相談支援等により、障害のある人が創業する際の支援体制の構築を図ります。	防府市創業支援センターを、平成28年9月にデザインプラザHOFU1階に移転しました。創業者等へのサービスとして、これまでの相談対応に加え、創業に関するセミナーやイベントの開催、コワーキングスペースの提供を開始しました。また、商工会議所等との共催で、創業塾・ビジネスプランコンテスト・創業フォーラムを開催しました。	市内における新規創業数 H28:50件	B	特にありません。	防府市創業支援センターの利用促進を図り、創業数の増加につなげるようにします。	商工振興課
116	56	生3 活社 能参 力加 向の 促支 進と	の2 促就 進の 支 援と 雇	取仕③ 組事福 のの社 推確施 進保設 ににお けけた る理人	「障害者優先調達推進法」の規定に基づき、障害者就業施設等からの物品等の調達方針を制定しました。今後も、契約の競争性や公平性の確保に留意しつつ、障害者就業施設等からの物品等の調達に努め、障害者就業環境の改善を図ります。	障害者就業施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、国が制定した「国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(「障害者優先調達推進法」)」の規定に基づき、本市が行う物品及び役務の調達に際し、障害者就業施設等からの調達の推進を図るための方針を制定し、可能な範囲で障害者就業施設等への発注の機会の拡大に努めました。	本市における障害者就業施設等からの物品等の調達実績(H25～) H25:(件数)105件、(調達額)6,411,328円 H26:(件数)76件、(調達額)7,028,487円 H27:(件数)83件、(調達額)5,598,437円 H28:(件数)21件、(調達額)5,227,997円	C	物品購入や役務の調達関連の予算額等に制約があり、他の一般企業等との契約の競争性や公平性にも留意する必要があるため、機会の大幅な拡大は困難であるのが現状です。	法や方針の趣旨の理解促進を図り、他の一般企業等との契約の競争性や公平性に留意しつつ、障害者就業施設等に発注を行う機会の提供に努めます。	障害福祉課
117	56	支と3 援生社 活能参 力加向 の上促 の進	用2 の就 促勞 進の支 援と雇	解の④ 啓就障 発勞害 のに者 促対の 進する 理人	障害のある人やその保護者、企業関係者、福祉関係者等をはじめ市民全体に対し、障害のある人の就労に対する意欲を高めてもらうための啓発や、就労に関する制度や支援の説明会等を行い、障害のある人の就労に対する理解啓発を促進します。また、企業間で障害者就労に関する情報共有等を行えるよう働きかけを行います。	障害者を雇用している企業とこれから雇用を考えている企業とで懇談会を開催し、各企業の現状と、現在抱える問題等の意見交換を行いました。	雇用セミナー(H24～26:各年度1回開催) 見学・情報交換会 見学・意見交換会 市広報掲載(H26:1回) 社協だより掲載(H26:3回、H27:1回掲載) 会議所だより掲載(H27:1回) 企業懇談会(H28:1回開催)	B	障害者就労に関心があっても、雇用後のサポート体制等について不安がある企業があり、不安を解消する必要があります。	障害者就労への関心を高めることや、理解が進むように、商工会議所の会報や市ホームページ等を活用し、企業等に対し情報提供を行います。	障害福祉課
118	56	の3 支社 援参 加の 促進 と生 活能 力向 上	2 就 勞の 支 援と 雇 用の 促 進	⑤ 公 的 機 関に お け る 雇 用の 促 進	市職員の障害者雇用状況は、平成27年4月1日現在において、法定雇用率である2.3%を達成していますが、今後も法定雇用率に留意し、障害のある人の計画的採用を行います。また、一般就労に向けた知識・技術習得の一助となるよう、特別支援学校在校生や福祉的就労施設に通所する障害のある人の職場体験実習の受け入れを行います。	平成28年度の雇用率は2.54%であり、国が定める法定雇用率である2.3%の障害者雇用について、本市は達成しています。 職場体験実習について、4人(特別支援学校在校生防府総合支援学校高等部:3人、山口大学教育学部附属特別支援学校:1人)の受け入れを行いました。 ※支援学校2名はクリーンセンター・市民課で受け入れ、他2名は障害福祉課(ワークステーション)	雇用率 H24:2.73% H25:2.48% H26:2.66% H27:2.79% H28:2.54% 現場実習の受入状況 特別支援学校等生徒 H24:0人、H25:1人、H26:4人、 H27:0人、H28:4人 障害者就業施設利用者 H24:1人、H25:1人、H26:0人、 H27:0人、H28:0人	B	特にありません。	市職員の障害者雇用状況は、平成28年4月1日現在において、法定雇用率である2.3%を達成していますが、今後も法定雇用率に留意し、障害のある人の計画的採用を行います。また、就労に向けた知識・経験等の習得の一助となるよう、今後も実習生の受け入れを行います。	職員課
119	56	上進3 のと社 支生会 援活参 能加 力向 の促	雇2 用就 の勞 促の 進支 援と	啓各制⑥ 発種度障 制を害 度柱者 のと雇 普し用 及た率	ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者雇用率制度、短期間の試用雇用(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)、障害のある人を雇用する事業所に対する各種の助成制度等の周知を図り、その活用を促進します。また、企業間で障害者就労に関する情報共有等を行えるよう働きかけを行い、制度の更なる普及を図ります。	「障害者雇用セミナー」について、平成28年度は障害者就労を進めるに当たり、企業が求めている情報や取組みについて整理するため、開催は見送りました。雇用セミナーがより効果的なものになるよう、企業が求めているものについてアンケート調査を実施したり、就労支援部会で障害者就労に関する企業の関心を高める取組について協議しました。	障害者雇用セミナー参加企業数(H24～) H24:11社 H25:9社 H26:13社 H27:開催せず H28:開催せず	B	企業の障害者就労に対する関心を高める方法について、より検討が必要です。	商工会議所や就労支援機関との連携を更に強化し、商工会議所の会報に資料を添付する等、企業への情報提供及び制度の利用促進を図ります。	障害福祉課
120	57	上進3 のと社 支生会 援活参 能加 力向 の促	雇2 用就 の勞 促の 進支 援と	の⑦ 連商 携工 会議 所と	商工会議所との連携を深め、会員事業所に対して、情報提供や障害者就労に関する理解促進・啓発活動を継続し、障害のある人の就労機会の拡充等を図ります。	協議会の部会の1つである就労支援部会の委員として部会に参加してもらい、企業懇談会等開催に協力してもらうことにより、連携を深めました。		B	商工会議所を通じて、広報紙等を活用し障害者就労に関する更なる情報の提供が必要です。	今後も引き続き、商工会議所と連携し、会員事業所に対し、障害者就労に関する情報を提供し、障害者就労への理解を求めるとともに、障害者の就労機会の拡充等に努めます。	障害福祉課
121	57	力促3 向進社 上と会 の生参 支活加 援能の	と2 雇就 用勞 のの 促支 進援	進場児⑧ 体童障 験生害 等徒の ののあ 促職	障害のある児童生徒が、将来、地域社会で生活するためには、早い段階で対人関係の基礎を身につけることや、仕事に対するイメージづくりを行うこと等が有効であることから、地域住民や企業、学校等の協力の下で、職場体験等の取組を促進します。	特別支援学校高等部から生徒の職場体験学習の受入依頼があり、受入を行い、就労についての学習の機会を提供しました。 職場見学については、受入の相談はありませんでした。	中学部生徒の職場体験学習受入人数 H26:1人、H27:1人、H28:0人 高等部生徒の職場見学人数 H26:2クラス10人、H27:0人、H28:0人	B	特にありません。	将来の就労に対するイメージ作りや、就労に必要な基礎的知識習得の一助となるよう、今後も職場体験学習の受入を実施します。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
122	57	支3 社会参加の促進と生活能力向上の	2 就労の支援と雇用の促進	よ⑨ 障害者就労ワークステーションに	企業や市民等に障害者就労に関する理解を促進・啓発すること、業務を通じ就労訓練や社会生活に必要な技能の向上を図ることを目的とした「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置し、運営を行います。	「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置し、一般企業等に就労意欲のある障害者を雇用し、市役所各部署から委託された事務補助業務の実施を通じ、就労訓練や社会生活で必要となる技能の向上の支援を行いました。	H26.4.1 ・防府市障害者就労ワークステーション開設準備 ・事務職員(障害者)に業務等の指示、支援等を行う支援職員2名雇用 H26.5.1 ・防府市障害者就労ワークステーション業務開始 ・事務職員として知的障害者2名雇用 H27年度 ・事務職員として精神障害者1名雇用 ・H26雇用の事務職員2名が一般企業等に就労 H28年度 ・H27雇用の精神障害者1名を継続雇用 ・事務職員として精神障害者1名、知的障害者1名雇用	B	一般企業等への就労に繋がる、より効果的な支援体制の構築について検討していく必要があります。	今後も引き続き、障害者就労ワークステーションの運営を通じて、事務職員(障害者)の就労訓練や社会生活に必要な技能の向上を支援するとともに、企業や市民等に障害者就労に関する理解の促進・啓発を図ります。	障害福祉課
123	58	3 社会参加の促進と生活能力向上の支援	3 外出支援・意思疎通支援の充実	① 外出支援の充実	福祉タクシー利用助成や自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業などの経済的支援制度を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。	・以下の①～③のいずれかに該当し、希望する者についてタクシー利用券(1枚500円×50枚)を交付し、タクシー運賃の一部を助成しました。 ①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 【平成28年度からの福祉タクシー券使用についての改正点】 障害者手帳提示による割引後の乗車料金が1,000円を越えた場合に、利用券を1度に2枚まで利用できるよう、制度を一部改正しました。 ・身体障害者が、自ら運転する為に行う自動車改造に要する費用の一部を助成しました。 ・障害者が自動車運転免許証を取得することに要する費用の一部を助成しました。	福祉タクシー利用券交付人数 H24:2,162人 H25:2,106人 H26:2,078人 H27:2,036人 H28:2,006人 自動車改造費助成人数 H24:9人 H25:3人 H26:4人 H27:6人 H28:2人 運転免許証取得費助成人数 H24:1人 H25:6人 H26:7人 H27:4人 H28:8人	B	タクシー利用券の有効期限切れに気づかない人も多く、交付時には期限と次回手続きについての説明を徹底する必要があります。また、制度の更なる周知についても、市広報やホームページ等を活用して進めていきます。タクシー券については、適切な使用のため、契約しているタクシー会社への説明を徹底します。	今後も引き続き各種助成を続け、手帳交付時には丁寧な説明を徹底することで、障害のある人の社会参加を促進します。また、制度の更なる周知についても、市広報やホームページ等を活用して進めていきます。タクシー券については、適切な使用のため、契約しているタクシー会社への説明を徹底します。	障害福祉課
124	58	上進3 社会生活参加力の向上	実思3 外出支援の充実	実① 外出支援の充実	障害等により屋外での移動が困難な人への外出のための支援を行う移動支援事業を実施し、そのサービス提供体制の確保を図ります。	地域生活支援事業の一環として実施している、屋外での移動が困難な障害者への移動支援では、対象者について、申請、調査、支給決定を行い、事業を実施しました。	移動支援利用者人数 H24:88人 H25:79人 H26:87人 H27:95人 H28:77人	B	特にありません。	今後も引き続き、支援を行います。	障害福祉課
125	58	能3 社会参加の促進と生活	援3 外出支援・意思疎通支援	① 外出支援の充実	鉄道、バス、タクシー、船舶、飛行機等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の周知を図り、利用を促進します。	鉄道、バス、タクシー運賃や有料道路通行料金の割引制度について、「障害者福祉の概要」および市広報の障害者福祉特集で制度について掲載すると共に、障害者手帳を取得した人については窓口での手帳交付時に制度について説明を行い、活用について促しました。	有料道路通行料金の割引制度申請人数 H24:768人 H25:822人 H26:787人 H27:702人 H28:756人	B	公共交通機関やタクシーの割引についての認知度が低く、使える機会があっても割引の適用を受けないケースがあります。有料道路通行料金の割引制度については、最長でも2年毎に更新が必要であり、定期的に利用しない人は手帳を忘れ、利用するときに期限が切れていることがあります。また、JRIに関しては手帳がないと割引が効かず、療育手帳更新時などで手帳を預かる際に交付する「交付証明書」では割引を受けられません。	今後も引き続き各種助成を続け、手帳交付時には丁寧な説明を徹底することで、障害のある人の社会参加を促進します。また、制度の更なる周知についても、市広報やホームページ等を活用して進めていき、使いやすい制度にするために関係機関へ理解を求めます。	障害福祉課
126	58	支と3 社会参加の向上の促進	疎3 外出支援の充実・意思	① 外出支援の充実	鉄道や路線バス等の公共交通機関については、路線の確保・充実やバリアフリー化等、利便性の向上を関係機関に要請していきます。	地元の要望などを踏まえ、効率的な運行ができるよう経路の見直しの検討や利用促進の取組を行いました。また、持続可能な生活交通の構築を目指すとともに、車両や施設のバリアフリー化を推進するため、事業者への要望や定期的な協議を行いました。また、平成27年度から導入した切畑デマンドタクシーのダイヤを改正し、利便性を高めました。	切畑デマンドタクシー利用人数(延べ人数) H27:122人 H28:442人	B	モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行に伴うバス利用者数の減少により、バス路線の維持・確保に必要な補助金が増加していることが課題です。また、バス事業者は路線の維持に必要な運転手の確保が喫緊の課題となっています。	バス路線については、利便性の向上による利用促進を図り、誰もが安全・安心に利用できるバス路線の維持に努めます。また、持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるため、地域公共交通網形成計画を策定します。	総合政策課
127	59	上進3 社会生活参加力の向上	実思3 外出支援の充実	① 外出支援の充実	身体障害者補助犬の周知に努め、公共施設や医療機関、店舗等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組み、補助犬を使用する障害のある人が地域で安心して日常生活や社会参加が営むことができる社会づくりを進めます。	障害福祉課の窓口パンフレットを設置したり、「障害者福祉の概要」に身体障害者補助犬育成事業について掲載するなどして、正しい知識の普及を図りました。また、市広報及びホームページに身体障害者補助犬受給者の募集について掲載し、制度について周知するとともに、制度の活用を促しました。しかし、この数年は本市にて制度の利用はありません。		C	補助犬の数が少なく、また、盲導犬に比べ介助犬や聴導犬の認知度が低く、制度の活用がされていないのが現状です。	制度について周知することで、正しい知識の普及を図ります。	障害福祉課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
128	59	上進3の社会生活支援参加力の向上	実思3疎外通出支援の充意	①外出支援の充実	公共施設や店舗等に設置されている障害者用駐車場を適正に利用してもらえるよう、県が実施する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発を図ります。	「障害者福祉の概要」で周知を行っています。併せて障害者手帳の取得により新たに制度の対象となった方に対しては手帳交付時に制度について説明し、希望者に対して交付を行いました。申し込み者は月々60人前後で推移しています。	障害者等専用駐車場利用証交付人数 (No.48参照)	B	その他の事由で申請を希望される方の対応時に、診断書等の取得を依頼していますが、診断書による交付基準が設けられていません。	診断書での申請時の交付条件について県に確認し、受け付ける人によって差が生じないように交付基準について整理する必要があります。	障害福祉課
129	59	上進3の社会生活支援参加力の向上	実思3疎外通出支援の充意	②充実意思疎通支援	聴覚障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者の設置・派遣や、要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通手段の確保と福祉の向上を図ります。	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者(児)に対し、手話通訳者や要約筆記者等を設置又は派遣し、手話通訳や要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図り、社会生活上必要な意思疎通支援を行いました。	派遣件数 H24:322件 H25:353件 H26:312件 H27:248件 H28:408件	B	障害者からのニーズに対し、手話通訳者及び要約筆記者の人数が充分ではありません。	引き続き事業を実施し、意思疎通の円滑化を図り共生社会の実現を目指します。 また、手話通訳者や要約筆記者の養成事業についても、引き続き実施します。	障害福祉課
130	59	上3の社会生活支援参加の促進と生活能力の向上	実3外出支援・意思疎通支援の充	②意思疎通支援の充実	障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員や要約筆記者、点訳奉仕員の養成を行い、福祉の向上と意思疎通支援の充実を図ります。	【手話奉仕員養成研修事業】 意思疎通を図ることが困難な聴覚障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成しました。 【要約筆記者養成研修事業】 聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される、会話を速く正確に文字化して伝える技術を習得した要約筆記者を養成しました。 【点訳奉仕員養成研修事業】 視覚障害者が文字を解読する上で必要な点訳の技術等を習得した点訳奉仕員を養成しました。	手話奉仕員新規登録者数 H24:11人、H25:7人、H26:3人、 H27:14人、H28:5人 要約筆記奉仕員(H23~24)・要約筆記者(H25~28)新規登録者数 H24:4人、H25:3人、H26:7人、 H27:2人、H28:2人 点訳奉仕員新規登録者数 H24:1人、H25:1人、H27:8人、H28:9人 (※H26は登録者なし)	B	受講者が少なく、市民の間で手話技術等の習得への関心を高めていくことが課題です。	今後も引き続き事業を実施し、手話奉仕員等の養成を進めます。 また、市民や事業者等に対し、障害者差別解消法施行により、配慮や取組の必要性を周知・啓発し、養成事業の実施についても市広報やホームページ等で更に周知を行います。	障害福祉課
131	59	上進3の社会生活支援参加力の向上	実思3疎外通出支援の充意	②充実意思疎通支援	保健・福祉関係の情報をホームページを利用して提供するとともに、音声ブラウザに対応したホームページ等による利用しやすい情報提供を行います。	保健・福祉関係の情報について、随時ホームページに掲載しました。		B	特にありません。	今後もホームページを活用し、市民に分かりやすく情報提供を行います。	障害福祉課
132	59	生3の社会生活参加力の向上の促進と	通3支外出支援の充実・意思疎	実②意思疎通支援の充	市がテレビを利用して提供する広報番組において、字幕表示や手話通訳による放送を検討します。	静止画番組については、アナウンサーが広報原稿を読んでいるものを画面に文字で表示しているもので、画面に出ている文字と同じ字幕表示を画面下に流すことは合理性に欠けると考えました。また、手話通訳を画面に入れると、画面に表示する文字数が限られるため、文字を小さくする等の対応が必要となり現実的ではなく、見えにくい表示は放送会社も対応しないため、手話通訳の放送は困難と考えました。		D	放送資料等の原稿送付は、非常に短い期間で行っていることから、手話等を差し込むことは難しい状況です。また、限られた予算内での対応は難しく、放送制作委託料の大幅な乗せが必要となります。	平成28年度の検討結果により、対応しないこととします。	総務課
133	59	上進3の社会生活支援参加力の向上	実思3疎外通出支援の充意	②充実意思疎通支援	点字や録音による広報、大活字本、点字図書、音訳図書等視覚に障害のある人への情報提供サービスを充実に、障害のある人の情報入手・確保を支援します。	文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声や点訳等の障害者に分かりやすい方法により、市広報等必要度の高い情報等を定期的に障害者等に提供しました。		C	特にありません。	今後も引き続き、市広報の音声録音のCDの提供や点字広報等発行事業を行い、窓口等に設置し、周知を図ります。 また、音声ブラウザに対応するソフトウェア等の日常生活用具給付制度についても、市広報等を通じ周知を行います。	障害福祉課
134	59	上進3の社会生活支援参加力の向上	実思3疎外通出支援の充意	②充実意思疎通支援	情報・意思疎通支援用具の給付等を行う日常生活用具給付事業の周知・充実を図ります。	重度の上肢機能障害、視覚障害のある人を対象に情報・通信支援用具(PC周辺機器等)を給付しました。 給付実績、相談件数の増加はありませんでした。	情報通信用具給付件数 H24:1件 H25:2件 H26:1件 H27:2件 H28:2件	C	「障害者福祉の概要」に用具の掲載をしておりますが、窓口での相談や給付実績等が少なく、市民の制度の認知度が低い可能性があります。	窓口やホームページ等による市民への更なる周知を図ります。	障害福祉課
135	60	生3の社会生活参加力の向上の促進と	術エ4活動の活性化	振①障害者スポーツの	防府市障害者体育大会や防府市ふうせんバレーボール大会等の各種スポーツ大会について、誰もが参加しやすい、障害の有無にかかわらず楽しむことができる内容を検討し、障害に対する理解の促進・啓発と障害のある人の社会参加者の促進を図ります。	防府市障害者体育大会では防府市障害福祉団体連合会や関係機関で実行委員会を構成し、より参加しやすい競技や大会運営について検討しました。幅広く参加者を募るため、精神科医療機関にも周知を依頼しましたが、雨天のため中止となりました。 また、ふうせんバレーボール大会、障害者卓球大会等、障害の有無に関わらず参加可能な競技を実施し、障害者の社会参加の促進や交流を図りました。	防府市障害者体育大会参加者数 H24:450人 H25:400人 H26:400人 H27:450人 H28:雨天中止	C	障害福祉施設の利用者が参加者の大半であり、一般参加等の増加を図る必要があります。 また、参加者がより楽しめ、交流と社会参加、健康増進を図ることができる内容を検討していく必要があります。	継続して、実行委員会を中心に、競技内容や大会運営、参加募集の在り方について検討していきます。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
136	60	上進3の支生会支援活動参加力の向上	文化芸術活動の促進	の①障害者スポーツ	山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)や全国障害者スポーツ大会参加選手への支援を行い、障害者スポーツの振興と競技人口の拡大を図るとともに、市民に対し障害者スポーツへの関心と理解を促すため、広報啓発を図ります。	県障害者スポーツ大会(キラリンピック)や全国障害者スポーツ大会参加選手へ、大会への引率や、報奨金の支給等、積極的な支援を行い、個々の関心、適正等に応じてスポーツに取り組むことができる環境を整え、障害者スポーツの推進を図りました。		B	県障害者スポーツ大会(キラリンピック)の参加者が年々減ってきているのが現状です。より多くの施設へ参加の呼びかけを強化する必要があります。	事業者を通じサービス利用者に周知したり、ホームページ等を活用し障害者への更なる周知を図り、大会への関心を高め、参加者が増加するよう努めます。	障害福祉課
137	60	の3支社支援参加の促進と生活能力向上	文化芸術活動の促進	①障害者スポーツの振興	障害のある人も利用しやすいよう施設環境を整備するとともに、誰もが参加できるスポーツイベントの開催や健康づくりメニューの提供、安全・快適に施設を利用してもらえよう指定管理者への研修の指示等ソフト面での充実を図ります。また、「防府市スポーツ推進計画」に基づき、イベント等の開催・情報発信と障害に理解のある指導者やボランティアの育成を図ります。	平成28年7月に開催したニュースポーツ体験会では、リオパラリンピックの正式種目で日本代表が銀メダルを獲得した「ボッチャ」を体験種目に取り入れ、障害の有無に関わらず参加できる大会を目指しました。また、市体育協会とも協力し、全日本女子車椅子バスケットボールチームの合宿を誘致しました。さらに、市の一大スポーツイベントである防府読売マラソン大会では、第46回大会(平成27年度)から視覚障害者のための「IPC(国際パラリンピック委員会)登録の部」を設けていましたが、さらに第47回大会(平成28年度)は「日本視覚障がい女子マラソン選手権大会」として指定され、視覚障害のある有女子選手も多数、本大会に出走しました。	読売マラソンの視覚障害者の参加数 H25:13人 H26:19人 H27:15人 H28:18人	B	スポーツ推進計画策定の際に実施した障害者アンケート調査の結果、大多数の障害者が「スポーツ活動を今以上にしたい」と回答していることから、スポーツをする機会の更なる充実が必要です。また、同アンケート内で「障害者スポーツについてのボランティアの育成」が重要であるとの回答が多数寄せられたことから、障害に理解のある指導者やボランティアの存在が不足していることが考えられます。	課単独での取り組みには限界があることから、福祉部局と連携し障害者の各種スポーツ大会の開催を継続するとともに、市体育協会や指定管理者等と連携し、障害の有無に関わらず参加できるスポーツイベント・教室の開催及びスポーツをする機会の充実に努めます。また、各種イベントについての情報発信にも努めます。なお、障害者スポーツを促進する上で、障害に理解のある指導者やボランティアの存在は欠かせないことから、県障害者スポーツ協会が実施する「障害者スポーツ人材バンク」の普及・情報発信及び障害者スポーツボランティアに関する研修会等の情報提供や参加に向けた啓発に努めます。	文化・スポーツ課
138	61	上進3の支生会支援活動参加力の向上	文化芸術活動の促進	の②充実文化芸術活動	障害のある人や関係団体による文化芸術活動への支援を行うとともに、活動の発表の場として防府市障害者ふれあい芸術展を開催し、市民と障害のある人との交流の促進や障害のある人の文化芸術活動に対する市民への意識啓発を図ります。	防府市障害者福祉団体連合会と防府市社会福祉事業団が防府市障害者ふれあい芸術展を開催しました。	出展作品数及び出展者数 H24:294点、267人 H25:263点、205人 H26:246点、219人 H27:325点、325人 H28:243点、224人	B	創作活動発表の場として、毎年開催している防府市障害者ふれあい芸術展への出展者の人数や作品の増加を図ることが課題です。	各関係団体等への周知を図ります。	障害福祉課
139	61	上進3の支生会支援活動参加力の向上	文化芸術活動の促進	の②充実文化芸術活動	障害のある人やその家族が参加しやすいレクリエーションを企画・実施し、多くの人と交流する機会を提供し、障害のある人の心の充実と相互理解を図ります。	在宅知的障害者(児)とその家族を対象に、「りんご狩り」を実施し、社会参加及び家族間の交流を図りました。	レクリエーション参加者数 H24:115人 H25:99人 H26:133人 H27:110人 H28:136人	B	当事者間の交流の促進や、行事後の関わりへとつながる働きかけが必要と思われます。また、より多くの参加者が集まる内容とする必要があります。毎年、アンケート等で実施内容を検討することで、参加者から良い評判を得、毎年参加申し込みされる方もいます。	継続して実施内容を検討することで、より内容を充実したものとします。また、窓口での情報提供や広報、ホームページ等を通じて市民への周知を行い、認知度の向上を図ります。	障害福祉課(社会福祉協議会)
140	61	向上3の社会参加の促進と生活能力	文化芸術活動の促進	③施設整備や運営への配慮	障害のある人のスポーツ、レクリエーションと文化芸術活動への参加を容易にするため、体育施設や文化施設等について、障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進します。	平成28年度中に特筆すべき事項はありませんでした。	(スポーツ)プール障害者利用者数 H26:152人 H27:204人 H28:246人 (文化)ソラール障害者利用者数 H23:789人 H24:612人 H25:906人 H26:811人 H27:1037人 H28:1205人	B	(スポーツ)近年建設した体育施設を除くと、障害者に配慮した施設整備が充分ではありません。 (文化)公会堂は開館して55年以上が経過し、施設の劣化が進んでいます。また、施設の老朽化又は構造上の問題により、障害者等に配慮した整備を行えない箇所があります。	(スポーツ)障害者や高齢者のスポーツニーズの高まりに対応するため、引き続き公共スポーツ施設のバリアフリー化に努めるとともに、利用の促進を図ります。 (文化)公会堂の耐震改修等を予定しており、障害のある人や高齢者に配慮した改修を行う予定です。	文化・スポーツ課
141	61	の3支社支援参加の促進と生活能力向上	文化芸術活動の促進	③施設整備や運営への配慮	体育施設や文化施設等の利用料減免の優遇措置の周知や活用の促進を図ります。	平成28年度中に特筆すべき事項はありませんでした。	(スポーツ)社会福祉施設利用による減免件数(全体育施設) H24:6件 H25:13件 H26:9件 H27:21件 H28:18件 (文化)ソラール利用の減免件数(介護者含む) H23:1380件 H24:1075件 H25:1622件 H26:1436件 H27:1850件 H28:2121件	B	(スポーツ)これまでよりも多くの障害者がスポーツに関心を持ってもらえるように適切な案内や支援等の環境整備が今まで以上に必要です。 (文化)障害者への料金割引優遇措置の周知方法の検討が必要です。	(スポーツ)減免対象者へのチラシ・ポップ等での周知方法について再度検討します。 (文化)企画展等の催事の際に、チラシ・ポスター等への掲載方法について再度検討します。	文化・スポーツ課

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の達成度H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
142	61	上進3の と社 支生 援活 参能 加力 の向 促	化リ4 エス ア 工 ホ ン シ ョ ン ツ の 促 進 文 ク	へ③ の施 設 配 慮 整 備 や 運 営	平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」の趣旨の理解促進・啓発に努め、各種イベント等で障害のある人に合理的な配慮がある運営がなされ、障害のある人が安心して参加できるように市全体で取組を進めます。	福祉関連のイベントや比較的大規模なイベント等に関しては、障害者に配慮した運営(手話通訳者や要約筆記者の設置、障害者専用駐車場のスペース確保、車いすの配置等)が行われました。 公共施設に関しては、障害者や高齢者等に配慮した設計で建設されています。		B	イベント等によっては障害者等への配慮が行われていないことがあり、周知・啓発を効果的に進めていく手段・方法の検討が必要となっています。	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、庁内外での周知・啓発を進め、より多くのイベント等で障害者に配慮した運営が行われるよう取り組みます。	障害 福祉 課
143	62	生3 活社 能会 力参 加上 の促 支進 援と	5 生 活 の 質 の 向 上	① 経 済 的 自 立 の 支 援	障害年金や特別障害者手当等の所得保障制度について、市のホームページや窓口等での積極的な広報活動を展開し、制度の周知に努め、その活用を図ります。	対象となる在宅心身障害者(児)に、手当の認定及び支給を行いました。 障害者手帳交付の際には手当制度についての説明を行い、また、相談者の制度についての質問や疑問点等に対応し、制度についての理解促進に努めました。	特別障害者手当給付対象者数 H24:88人、H25:89人、H26:84人、 H27:77人、H28:87人 障害児福祉手当給付対象者数 H24:75人、H25:72人、H26:71人、 H27:78人、H28:79人 経過的福祉手当給付対象者数 H24:6人、H25:5人、H26:4人、 H27:4人、H28:4人	B	特別障害者手当等について詳しく説明する機会がなく、市民への十分な周知がされていません。また、要件に全く該当しないにも関わらず、申請される人もおり、手当の支給要件等について正しい理解が得られるよう周知が必要です。	市広報やホームページ等で、手当制度についての更なる周知を図り、制度の認知度の向上に努め、手続漏れ等を可能な限り防ぐよう対処します。	障害 福祉 課
144	62	上進3の と社 支生 援活 参能 加力 の向 促	め5の 生 活 各 種 支 助 援 成 の た	支① 援 経 済 的 自 立 の	保護者が死亡等した場合に、障害のある人に終身一定額の年金を支給する心身障害者扶養共済制度について、加入者の所得状況に応じて掛金の一部補助の実施や、制度についての広報活動等により、制度への加入を促進し、障害のある人の生活の安定を図ります。	心身障害者扶養共済制度を多くの人に知ってもらうために、窓口にパンフレットを設置し、来庁者に周知しました。また、掛金に対する半額補助(一口目のみ)を継続して実施しました。	心身扶養共済制度一部掛金助成対象者 H24:33人 H25:31人 H26:26人 H27:25人 H28:23人	C	心身障害者扶養共済制度の認知度が低い可能性があることから、市民の本制度の認知度を高める必要があります。	パンフレット等の窓口での周知を徹底し、ホームページ等でも制度についての周知を図ります。	障害 福祉 課
145	62	上進3の と社 支生 援活 参能 加力 の向 促	上5 生 活 の 質 の 向	支① 援 経 済 的 自 立 の	重度心身障害者に対する医療費助成を行い、障害のある人の医療費負担の軽減を図ります。	重度心身障害者・障害児に対しては、重度心身障害者医療費助成制度により、医療保険の自己負担額を助成を行いました(本人の所得制限あり)。 上記の制度については、本市が発行する「障害者福祉の概要」や市広報、山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。	助成者数(年度末) (No.27参照)	B	医療費の自己負担分の一部について、県は補助対象外としており、その部分については障害者に負担が生じないよう、市単独で助成しています。	今後も引き続き、重度心身障害者に対し、医療費の助成を行い、医療費負担の軽減を図ります。 また、県に対し、医療保険対象の医療費の自己負担分の一部について、障害者に負担を求めず、助成を行なうよう要望します。	障害 福祉 課
146	62	支と3 援生 活社 能参 加向 上 の 進	5 生 活 の 質 の 向 上	援① 経 済 的 自 立 の 支	鉄道やバスの運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等についての各種割引制度や住民税、自動車税等の税の減免制度、生活資金の貸付制度等の周知・活用を図り、障害のある人の経済的自立と社会参加を支援します。	本市が発行する「障害者福祉の概要」や市広報、山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。 市社会福祉協議会では県社会福祉協議会が貸付する福祉資金の貸付の窓口として申込みを受付しました。一時的に経済的に困窮された方には小口福祉資金の貸付をしました。	小口福祉資金貸付件数 H24:49件 H25:45件 H26:38件 H27:24件 H28:17件	B	比較的浸透している制度もありますが、より多くの人に各制度を知ってもらえるよう周知が必要です。貸付内容等については、周知が十分されていません。	今後も引き続き、市広報やホームページ等による周知を行い、障害のある人が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、必要となる制度の利用を促進します。 福祉資金貸付に関しては、対象者に対して、事業内容についてわかりやすく周知する必要があります。	障害 福祉 課
147	63	向3 上 社 会 支 参 援 加 の 促 進 と 生 活 能 力	5 生 活 の 質 の 向 上	① 経 済 的 自 立 の 支 援	福祉タクシー利用券、人工内耳を装用する聴覚障害者(児)に対する人工内耳用電池等購入費等、市独自の福祉制度について、改善・充実を図ります。	以下の①～③のいずれかに該当し、希望する者についてタクシー利用券(1枚500円×50枚)を交付し、タクシー運賃の一部を助成しました。 ①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 【平成28年度からの福祉タクシー券使用についての改正点】 障害者手帳提示による割引後の乗車料金が1,000円を越えた場合に、利用券を1度に2枚まで利用できるよう、制度を一部改正しました。 また、人工内耳を装用する聴覚障害者(児)に対し人工内耳用電池等購入費を助成しました。	福祉タクシー利用券交付人数 H28:2006人 人工内耳用電池等購入費助成者 H24:2人 H25:3人 H26:4人 H27:5人 H28:4人	B	福祉タクシー利用券について、対象人数に対し交付率は約53%です。交付率の向上が課題です。	今後も引き続き各種助成を続け、障害のある人の社会参加を促進します。 また、市広報やホームページ等を通じ、制度の認知度の更なる向上に努めます。	障害 福祉 課
148	63	支3 援社 会参 加の 促 進 と 生 活 能 力 向 上 の	5 生 活 の 質 の 向 上	の② 充 各 種 生 活 訓 練 の 実 施 及 び 福 祉 機 器	視覚・聴覚に障害のある人に対し、家庭生活に関することや、福祉機器の活用方法等の講習会等を実施する生活訓練事業を行い、障害のある人の日常生活能力向上を図ります。	社会適応訓練事業として、陶芸講座・手芸講座・華道講座・民謡講座・カラオケ教室・紙パックを利用した創作教室等の各種講座を開講することで、障害者の日常生活能力の向上や自立につながるよう努めるとともに、指先を動かすことで巧緻訓練にもつながるよう努めました。 生活訓練事業では、視覚・聴覚障害者に対し、日常生活上必要な訓練や指導等(生花教室、施設見学)を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進しました。 地域活動支援センターにおいて、障害者(児)が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、(手芸講座+陶芸教室等の)創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に支援しました。	講座・教室利用者数 H24:690人、2,553人 H25:589人、2,113人 H26:557人、2,014人 H27:620人、2,006人 H28:440人、1,774人 H28 生活訓練事業 視覚障害者 ①レクリエーション(りんご狩り)16人 ②生花教室 9人 聴覚障害者の部 ①生花教室 7人	C	他の事業所のデイサービスを利用する人もおり、講座や教室への参加者が、減少しています。視覚・聴覚障害者の各団体のつながり、互助機能の低下により生活訓練事業の利用者が減少しています。 地域活動支援センターの利用者の高齢化、介護サービス利用への移行により利用者が減少しています。 当事者間の交流の促進や、研修後の関わりへとつながる働きかけが必要です。	参加者増加に向けて実施内容を検討し、より内容を充実したものにするとともに、利用者に対して、センターの訓練等の事業についてのアンケートを実施し、社会適応訓練や創作活動、スポーツ訓練等の見直しを進めます。 また、機能訓練で訓練室を利用される方にも参加を呼び掛けます。	社会 福祉 事業 団

(達成度:A 想定以上に進んでいる、B 想定どおりにすすんでいる、C 少し遅れている、D 大幅に遅れている)

No.	第四次 計画P	体系①	体系②	施策事項	H28 施策の方向	H28年度の状況	実績(値)	施策の 達成度 H28	課題等	今後の対応(施策等)	担当課
149	63	上進3 の社 支生 会活 参能 加力 の促	上5 生 活 の 質 の 向	機② 器実 各 の施 種 充及 生 実 活 福 社 訓 社 練	地域活動支援センターにおいては、社会適応訓練事業を行うことで、障害のある人が自立した日常生活を送り、積極的な社会参加ができるよう、生活能力や社会活動能力の維持向上を図ります。	地域活動支援センターにおいて、障害者(児)が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、(手芸講座+陶芸教室等の)創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に支援しました。		C	地域活動支援センターの登録者数は100名以上おられますが、実際の利用者が少ないのが現状です。	市広報やホームページ等を活用し、制度の周知及び普及に努めます。	社会 福祉 事業 団
150	63	生3 活社 能会 力参 向加 上の 促 支 進 援と	5 生 活 の 質 の 向 上	実施② 及 各 種 福 生 社 活 機 器 訓 器 練 の 充 実	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付事業について、福祉機器等を適切に利用できるよう、情報提供活動や窓口での相談受付等を実施し、制度の活用の促進を図ります。	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付事業について、福祉機器等を適切に利用できるよう、その内容の情報提供活動や窓口での相談受付等を実施し、制度の活用の促進を図りました。 身体機能を補完するための補装具購入・修理費の支給、日常生活を支援するための用具の支給・貸与を行いました。また、窓口での相談受付を実施しました。		B	日常生活用具の給付対象要件や給付基準額が、県内他市よりも厳しいものがあり、基準を見直す必要があります。	県内他市の支給状況と比較検討の上、制度の見直しを図ります。 また、今後も引き続き、市広報やホームページ等を活用し、制度の周知及び普及に努めます。	障害 福祉 課